

# Report '13

The Kurashin public information journal

倉吉信用金庫の現況



倉吉信用金庫  
KURAYOSHI SHINKIN BANK

# この街とともに…



## contents

ごあいさつ	1
企業理念・経営方針	2
事業の組織	3
総代会制度	4
事業の運営に関する事項	6
くらしんの経営内容Q&A	18
倉吉信用金庫と地域社会	20
地域密着型金融の取組状況	22
金融円滑化への取組状況	26
地域貢献活動・社会福祉活動	30
営業のご案内	32
資料編	37
開示項目一覧	61

### 概要 (平成25年3月31日現在)

創業	明治45年4月
本店	鳥取県倉吉市昭和町1丁目60番地
店舗数	12店舗
従業員数	77人
営業区域	鳥取県 倉吉市、東伯郡、西伯郡大山町 (旧中山町に限る)、 鳥取市 (旧八頭郡用瀬町・佐治村を除く)、 岩美郡、八頭郡八頭町 (旧船岡町、旧郡家町に限る) 岡山県 真庭市蒜山 (旧川上村、旧八束村、旧中和村に限る)

## ごあいさつ



皆様におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

ここに当金庫第69期の事業概要と決算状況をご報告するに当たり、日ごろのご支援とご愛顧に対し、心から厚くお礼申し上げます。

さて、平成24年度の日本経済は、東日本大震災からの復旧・復興の本格化という牽引力が見込まれ、再生への期待が高まるなかでのスタートとなりました。しかしながら、欧州・ユーロ圏を起点とした海外経済の減速や歴史的な円高の定着など下押し圧力の増大から、月を追うごとに想定外の悪い事象が増えて、景況感に暗いムードが広がりました。外部環境の想定を上回る悪化を要因に輸出や生産は減退、9月以降は中国の反日デモの影響も加わりマイナス幅は一段と拡大、輸出の不振から個人消費や設備投資等もその煽りを受けることとなり、下押し圧力の増大は厳しい景気展開へと繋がりました。

こうした状況に対し、日本政府は日本経済再生に向けて、平成25年1月に「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を策定し、大胆な金融緩和、機動的な財政出動、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」により、長引く円高・デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指して施策を打ち出しました。施策への期待感や、公共投資が拡大するなど公的需要の増加が見込まれ、円安、株価の上昇などから消費者マインドは改善しており、足元にかけて持ち直しの動きがでています。しかしながら、海外経済の下振れ要因の存在や、日本経済には、震災からの復旧・復興に加えて、巨額な財政赤字、社会保障制度の再構築といった中長期的課題も引き続き重くのしかかっており、輸入資源等の値上り要因は企業の収益力や個人の家計への影響も懸念され、先行きへの不透明感は拭えない状況となっています。

このような中、鳥取県中部の経済環境は、一部期待感もあるものの決して予断の許されない厳しい環境に変わりはありません。地域の構造的な問題等も加わり、地域経済の低迷から依然脱却できず、新たな地域経済活性化への活路が望まれる現状にあります。我々の主要取引先である中小零細企業の多くは、業者間競争も厳しさを増し、売上高の減少や販売価格の低迷は経費削減の許容を超え、収益の確保が厳しい経営環境が続いております。

平成25年3月31日、中小企業金融円滑化法の期限は到来となりましたが、円滑化法の精神は、当金庫が創業以来、正に100年間実践していることであり、我々はその精神をより深化させ、一層の役割を果たしていく責務があります。当金庫は、地域から信頼を受け同時に期待に応える金融機関として、コンサルティング機能の発揮に努め、地域金融の円滑化を図ることを目的とした小口貸出金の増強という融資方針に努めた結果、当期純利益146百万円を計上することができました。さらに、企業の健全性を示す自己資本比率は10.99%（前年比0.47ポイント増）となりました。

平成24年4月からは第2次くらしん「つなぐ力」発揮3か年計画を策定し取り組んでおります。本計画の目的は、当金庫が持つ「つなぐ力」をさらに進化させ、会員を始め地域の様々なステークホルダー（「会員」「総代」「外郭団体」「地域の様々な人、団体」「職員」）との連携を一段と強化し、次のステップへ繋げることで、地域の持続的発展を目指すことにあります。

計画の基本的なスタンスとしては、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢の堅持、個人情報管理、反社会的勢力対応等へ一層の充実と強化を図っていきます。また、長期的展望に立ったガバナンスの強化、自己資本の充実、健全性の強化、リスク管理態勢の強化に取り組めます。金融円滑化法の期限到来後の対応として、事業再生、経営改善、事業継承支援などコンサルティング機能強化等地域金融の円滑化に取り組むと同時に、つなぐ力を発揮して外部機関との連携を深め、事業者（農家含む）・個人家庭も含めて地元金融機関の役割を果たします。さらに人材育成を重要課題と位置づけ、現場でのOJTと外部・内部研修、通信教育、各資格取得試験等を実践し、顧客満足度の充実を図ることにあります。このことから、「健全性確保」「経営体質強化（収益力向上）」「地域貢献」を経営目標と位置づけ、諸施策を実行するものです。

本計画を達成するためには、役職員全員が同じ志を持ち、実践力を発揮することが必要であり、役職員一丸となって取り組んで参る所存であります。

今後とも倍旧のご支援ご愛顧を賜りますようお願い申し上げます、ご挨拶と致します。

理事長 谷岡 忠範



# 企業理念・経営方針

## ■企業理念■

### ◇基本理念

地元と共に生きる

### ◇経営理念

#### 1. 信 頼

倉吉信用金庫は、法令やルールを遵守すると共に社会的規範を全うするため、法令等遵守を経営の最優先課題と位置づけ、誠実かつ公正な業務運営を行います。

#### 1. 変 革

倉吉信用金庫は、時代の変化や、地域の要請を的確に捉え、迅速に対応するため、積極かつ堅実な経営を行います。

#### 1. 地域貢献

倉吉信用金庫は、地域のすべての企業、勤労者、家庭の繁栄と幸せをもたらすため貢献します。

## ■経営方針■

### ◇経営方針

倉吉信用金庫の創業の原点である相互扶助の精神を大切に、「地域の為に貢献する」という使命感を再認識し、今こそ地域社会の再生と活性化を目指し「使命共同体」としてその中核となって、中小零細な地元企業の支援、地域住民の豊かな生活の向上、活力ある地域社会の実現に向けて貢献していきます。そのために強固な経営基盤をさらに確固たるものにし、“小さくても最良のくらしん”を実現します。

### ◇行動基準

#### 1. 礼 儀

我々は、礼儀を基本とした誠意ある行動で、地域からの信頼を高めます。

#### 2. 元 気

我々は、健康管理を怠らず、明るく、気みなぎる行動で、地域からの共感を受けます。

#### 3. 向 上

我々は、自己啓発を心掛け、仕事に創意を生かし、顧客の満足度を高め地域に奉仕します。



**KURASHIN**  
KURAYOSHI SHINKIN BANK

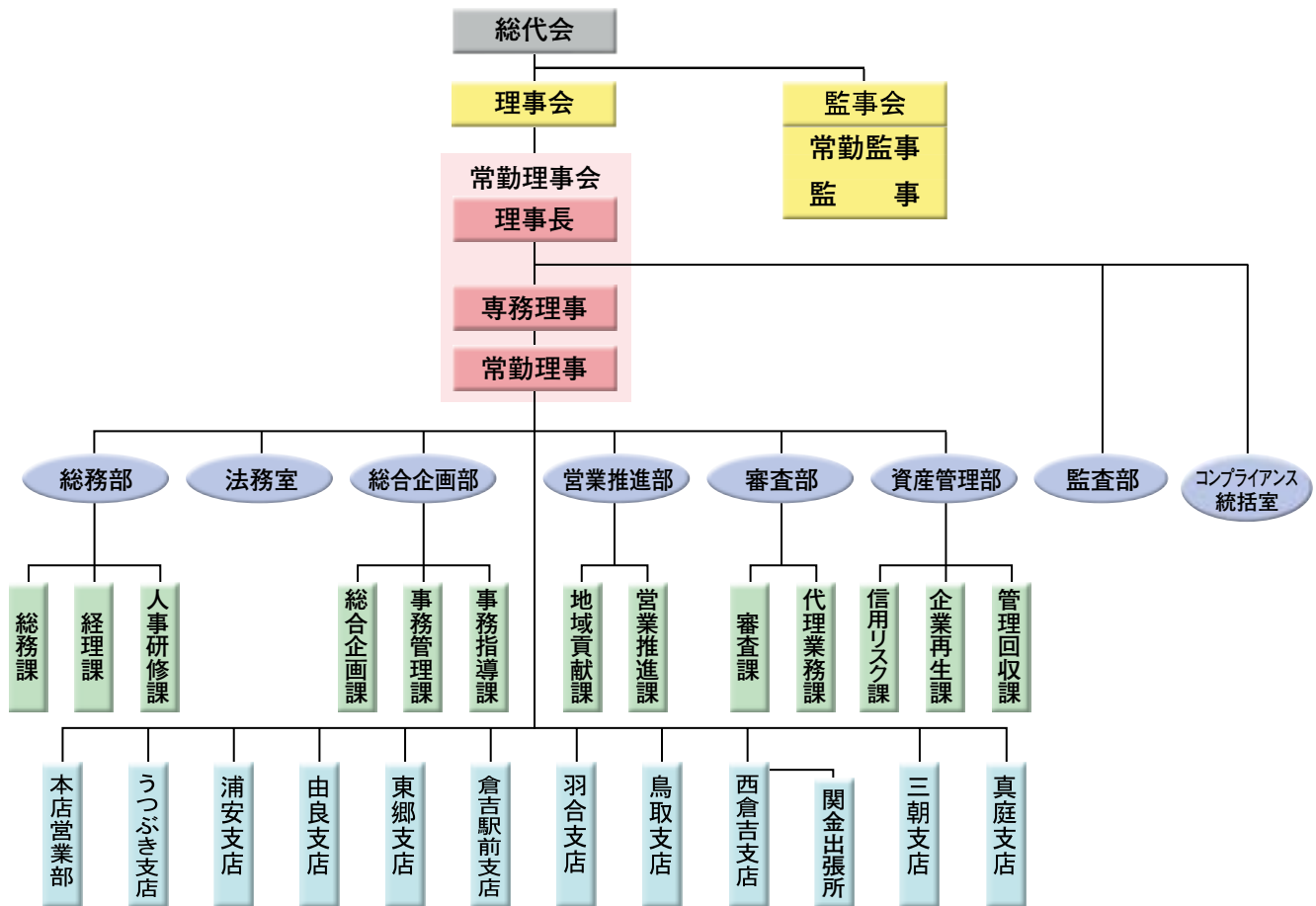
積極的に地域や人々に働きかけていく「くらしん」をイメージ、「K」と「S」および「く」を組み合わせてデザイン化。堅実に発展する姿、しなやかに伸びていく様、時代の風を受け、皆様と共に大きく飛躍する姿を表現しています。

三層の重なりは「ひと」「街(地域)」「くらしん」を意味し、「S」のなめらかなラインによって三者が織り成すハーモニー(調和)を、また直線と鋭角によって信頼感、緊張感、正確さを表しています。

グリーンは「自然の緑」および「安らぎ」「安心」「信頼」を、イエローは「英知」「協調」を意味しています。

## 事業の組織

### ●組織図



(平成25年6月30日現在)

### ●役員一覧

理事長(代表理事)	谷岡 忠 範	理事(非常勤)	福井 壽 幸
専務理事(代表理事)	笠見 和 則	理事(非常勤)	山本 幸 隆
常勤理事	小 椋 栄	理事(非常勤)	田中 希 弘
常勤理事	水口 浩 志	理事(非常勤)	藤田 明
常勤監事	綱本 栄	理事(非常勤)	谷口 宗 弘
		員外監事(非常勤)	松井 幹 雄
		監 事(非常勤)	藤原 和 男

(平成25年6月30日現在)

組織構成

## 総代会制度

### ● 総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本に、会員一人一人の意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。

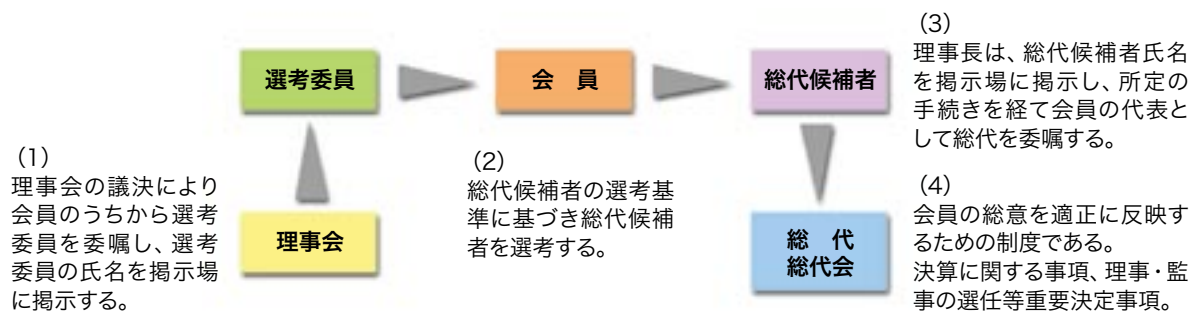
会員は、出資口数に関係なく、一人一票の議決権を持ち、総会を通じて金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では会員数が大変多く、総会の開催は事実上不可能であり、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するために総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定・変更、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。

総代会は、総会と同様に会員一人一人の意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランスなどに配慮し、選任区域ごとに総代候補者を選定する総代選考委員会を設け、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、意見・要望投書箱の店頭設置、電子メールや電話などによる意見・要望・苦情窓口の設置など、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

総代会は、会員一人一人の意見を適正に反映するための開かれた制度です



### ● 総代が選任されるまでの手続きについて

地区を4区の選任地区に分ち、総代の定数は定員数に応じて各選任地区ごとに定める

#### (1) 総代候補者選考委員の選任

- ・ 理事会の議決により、選任地区ごとに会員のうちから選考委員を委嘱する。
- ・ 選考委員の氏名を掲示場に掲示する（掲示期間は1週間を下らないものとする）。

（総代選考委員の選考基準）

- ① 資格要件 ・ 当金庫の会員であること
- ② 適格要件 ・ 地域における信望が厚く、信用金庫の使命を十分理解している者  
・ 地域事情に明るく、人格・見識とも優れている者  
・ その他金庫が適格と認めた者

#### (2) 総代候補者の選考

- ・ 選考委員が総代候補者を選考し理事長に報告する。
- ・ 総代候補者氏名を掲示場に掲示し、かつ、掲示場に掲示してある旨の公告を新聞紙上に掲載しなければならない。（異議申立期間は、公告後2週間以内である）。

#### (3) 総代の選任

「異議のない場合又は選任区域の会員数の3分の1未満の会員から異議の申出があった総代候補者」

- ・ 総代候補者について、異議の申出した者が当該選任区域の会員数の3分の1に達しないときは、理事長は当該総代候補者を総代に委嘱し、その氏名を掲示場に掲示する。
- ・ 掲示期間は、1週間を下らないものとする。

「異議のある場合」

- ・ 総代候補者について、異議の申出をした者が当該地区の会員数の3分の1に達したときは、選考委員は当該総代候補者にかえて他の総代候補者を選考するものとする。
- ただし、当該総代候補者の数とその選任区域の総代の定数の2分の1に満たないときは、改めて選考を行わないことができる。

「欠員の補充」

- ・総代に定数の2分の1を超える欠員が生じた場合には補充選任を行う。ただし、特定の選任地区で欠員が当該選任区の定数の2分の1を超えても、全体としては欠員が定数の2分の1を超えない場合には次の改選期まで補充を行わないことができる。
- ・補充選任された総代の任期は、前任者の残任期間とする。

## ●総代とその選任方法

### (1)総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
- ・総代の定数は65人以上95人以内です。  
総代の定数は、会員数に応じて各選任地区ごとに定めております。  
平成25年3月31日現在で、総代数は68名です。  
なお、平成25年3月31日現在の会員数は、18,995人です。

### (2)総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

総代の選考は、総代候補者の選考基準に基づき、次の手続きを経て選任されます。

- ①会員の中から総代候補者選考委員を選任する
- ②総代候補者選考委員が総代候補者を選任する
- ③総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)

(総代候補者の選考基準)

- ①資格要件 ・当金庫の会員であること
- ②適格要件 ・総代としてふさわしい見識を有している者  
・良識をもって正しい判断ができる者  
・人格にすぐれ、金庫の理念・使命を十分理解している者  
・その他総代選考委員が適格と認められた者



## ●第69期通常総代会の決議事項等

平成25年6月25日開催の第69期通常総代会において、次の事項が付議され、それぞれ原案のとおり承認されました。

### ①報告事項

第69期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)業務報告、貸借対照表および損益計算書について

### ②決議事項

- |       |               |       |                       |
|-------|---------------|-------|-----------------------|
| 第1号議案 | 第69期剰余金処分について | 第4号議案 | 理事9名の選任について           |
| 第2号議案 | 定款の一部変更について   | 第5号議案 | 監事3名の選任について           |
| 第3号議案 | 会員の法定脱退について   | 第6号議案 | 退任役員に係る役員退職慰労金の支給について |

## ●総代の氏名

お名前前の記載につきましては、個人情報保護の観点から全員の方にご承諾をいただき、記載しております (平成25年6月30日現在)

選任区	定数	総代氏名
1区	21名	廣吉宗一、欽田昌也、柳川良一、嶋田貞彦、井戸垣激男、鹿嶋俊宏、春木延年、岩山克己、松井 實、倉都 章、青木邦男、岡野 稔、門脇勝人、岡野勝義、湊 良範、水谷 昭、福谷直美、山乘立夫、山崎堆稚、森 和美、河野俊一
2区	9名	伊藤巖一、小林健治、竹田安夫、江原 実、小山正人、吉田永幸、戸崎健二、野口 厚、大前拓也
3区	25名	(有)豊田ガラス建材 代表取締役 豊田 勲、加藤正義、山田梯次、平岡哲雄、寺地善美、松岡英樹、更田尚禧、笠田紘史、石賀和夫、中野久子、岩世 毅、地方卸売市場倉吉花き市場(株) 代表取締役 安藤充勉、中本博泰、牧野光照、向井康英、石田知己、中島 守、中沢寿秀、津村誠一、山本敏憲、高野 淳、新藤祐一、森 敏昭、酒井靖祐、坂田康則
4区	15名	川上祐一、加登脇孝彦、種子 明、山本浩一、岡崎 淳、倉光君壽、伊藤 正、(株)チュウブ 代表取締役 大田英二、青山泰陸、永田一郎、(株)北和 代表取締役 伊藤孝一、讀岐美雄、福井利明、山崎 稔、田熊博文

## 事業の運営に関する事項

### 1. リスク管理の取組み

#### ● リスク管理の体制について

金融制度改革により金融が自由化されると同時に、近年著しく発展したコンピュータ技術の革新等によりリスクの多様化、複雑化が進展してきました。

そこで当金庫は地元の金融機関として地域に貢献するためにリスク管理を経営の健全性維持、向上のための重要項目と位置づけ、次のとおり各種リスク管理を行っています。

#### 信用リスク管理

信用リスクとは、貸出金の回収不能や利息の徴求不能等資産の健全性が損なわれるリスクであります。当金庫では貸出金の健全性を維持するため厳格な審査体制をとっています。

また、このためのスキルアップにも努め内部研修の実施や外部研修への派遣を実施するとともに、当金庫が定めた「自己査定実施要領」により厳格な資産査定を行い適切な償却・引当を実施しています。

#### 市場リスク管理

市場リスクとは、金利・株価・為替等市場でのリスクファクターの変動により当金庫が保有する有価証券等が価格の変動で損失を被るリスクです。

当金庫では、ALM委員会および作業部会を設け経済情勢・市場動向・金利動向を検討し健全な資金運用の方針を策定し実行しています。

#### オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとして当金庫は「事務リスク」「システムリスク」「法務リスク」「風評リスク」を認識し各々以下の管理を実施しています。

##### 1. 事務リスク管理

事務リスクとは、事務上のミスや不正によって損失を被るリスクです。当金庫では監査部による定期的な監査を実施する一方、「事務改善委員会」を設置し事故の未然防止と同時に事務水準の向上を目指す研修を実施しています。

##### 2. システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータの誤動作またはシステムダウン等の発生により損失を被るリスクです。当金庫は、しんきん共同センターに加盟し勘定系及び情報系のオンラインシステムでサービスを提供しています。同センターは、通信回線の二重化及び他地域のバックアップセンターの設置等、災害発生時のオンラインシステム確保に万全の態勢をとっています。

また、当金庫では「情報資産管理規程」等を制定し、顧客情報の保護にも努めています。

##### 3. 法務リスク管理

法務リスクとは、金庫経営等に関する法令・庫内規程等に違反する行為ならびにその恐れのある行為が発生することで信用の失墜を招き、当金庫が損失を被るリスクです。

当金庫は全ての部署を関連部署と位置付け、コンプライアンス態勢の確立をとおして法務リスクを管理することとしています。

##### 4. 風評リスク管理

風評リスクとは、悪い評判や風説等が広まることにより信用が損なわれるリスクです。当金庫では透明性の高い経営に努め、各種メディア及び媒体を利用し積極的にディスクロージャーすることにより当金庫の健全体質を広報すると同時に、コンティンジェンシー・プランを策定し対応しています。

#### 流動性リスク管理

流動性リスクとは、予期せぬ資金流出等により必要資金の確保が困難となる場合や通常よりも高い金利や不利な条件で資金調達を余儀なくされることにより被るリスクです。

当金庫では自己資本比率等当金庫の健全性を積極的に情報開示し、信用不安の未然防止に努めるとともに安全性・流動性に配慮した資金運用と適正な支払準備資産の確保に努めています。



## 2. 新しい自己資本比率規制（バーゼルⅡ）の取組み

### ●バーゼルⅡの柱

- (1) 第1の柱は、自己資本比率の算出に当たり信用リスク・アセットの計測をより精緻化すると同時に、新たなリスクとしてオペレーショナル・リスクが追加されました。
- (2) 第2の柱は、第1の柱で捕捉できないリスクの内、「銀行勘定の金利リスク」と「信用リスク」の管理をとおして、金融機関の経営に重大な影響を及ぼす可能性のあるリスクを管理することです。
- (3) 第3の柱は、上記の第1の柱と第2の柱の内容を開示することです。

### ●統合的リスク管理態勢

- A. 当金庫は統合的リスク管理委員会を設けて各リスクの管理をすると同時に以下のリスクを計測し、自己資本の一定比率範囲内でリスクを管理する態勢としています。

#### 当金庫に於ける計測の定義

##### 1. 信用リスク量

債務者区分が「正常先」および「要注意先」の毀損額の3期平均額と、債務者区分が「破綻懸念先」以下Ⅱ分類額二次ロス見込額の合計額を信用リスク量としています。

##### 2. 銀行勘定の金利リスク量

当金庫の保有する資産・負債の内、市場金利の影響を受けるものが、次の金利ショックにより発生するリスク量を銀行勘定の金利リスク量としています。

- ①保有期間1年、観測期間最低5年で測定される99パーセントイルと1パーセントイルの金利変動のリスク量
- ②要求払預金の金利リスク量は、明確な金利改定間隔がなく、預金者の要求によって随時払い出される要求払預金のうち、引き出されることなく長期間金融機関に滞留する預金をコア預金と定義し、当金庫では、要求払預金の50%相当額を1ヵ月と60ヵ月に振り分けて(平均2.5年)リスク量を算定しています。
- ③金利リスク量は、運用勘定の金利リスク量と調達勘定の金利リスク量を相殺して算定します。

##### 3. オペレーショナル・リスク量

オペレーショナル・リスクの算出は基礎的手法を採用しており算出式は以下の通りです。

$$\text{オペレーショナル・リスク相当額} = \frac{\text{粗利益(直近3ヵ年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3ヵ年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

#### B. リスク量

##### 1. 信用リスク

(単位：百万円)

信用リスク	平成23年度	平成24年度
	148	108

##### 2. 銀行勘定の金利リスク

(単位：百万円)

運用勘定			調達勘定		
区 分	金利リスク量		区 分	金利リスク量	
	平成23年度	平成24年度		平成23年度	平成24年度
貸出金	168	111	定期性預金	200	74
預け金	49	22	借入金	11	16
有価証券等	74	56	コア預金	43	16
運用勘定合計	291	189	調達勘定合計	255	107

銀行勘定の金利リスク	平成23年度	平成24年度
	36	82

##### 3. オペレーショナル・リスク

(単位：百万円)

オペレーショナル・リスク	平成23年度	平成24年度
	189	185

## ●自己資本の充実に向けた状況

1. 自己資本調達手段は、普通出資を中心としています。
2. 自己資本の額は、所要自己資本（リスク・アセットの総額の4%）を上回る額を確保することができました。

## ●信用リスクに関する事項

### 1. リスク管理の方針及び手続の概要

#### ①信用リスク管理方針

- ・信用リスク管理においては、資産査定債務者区分及び分類結果等に基づいてリスクを適正に把握し、適切なポートフォリオ管理等に反映させるものとしています。

#### ②管理方法

- ・信用リスク管理部署は審査部、計測管理部署は資産管理部とし、定期的に若しくは必要に応じて統合的リスク管理委員会を通じて常勤理事会に報告することとしています。

#### ③貸倒引当金の計上基準

- ・正常先債権については、貸倒実績率に基づく今後1年間の貸倒引当金を計上します。
- ・要注意先債権については、貸倒実績率に基づき一般貸倒引当金を計上しますが、要管理先債権については、3年間分の予想損失額を計上し、その他要注意先債権については、1年間分を計上します。
- ・破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を減算し、残額の内、債務者の支払能力を総合的に判断し、必要と認める額を貸倒引当金として計上しています。
- ・実質破綻先債権及び破綻先債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額を減算し、残額を個別貸倒引当金として計上しています。

### 2. リスク・ウェイトの算出に使用する適格格付機関等の名称

#### ①信用リスク・アセットを算出する為に使用する適格格付機関は、以下の4機関です。

- ・格付投資情報センター（R&I）
- ・日本格付研究所（JCR）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ（S&P）

#### ②使用条件

- ・複数の格付が付与されている場合は、最も低い格付を使用しています。

#### ③適格格付を使用するエクスポージャーは、有価証券と格付を取得した保証会社の保証を受けている個人ローンが対象です。

### 3. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

#### ①信用リスク削減方針

- ・信用リスクの削減方針は、適格金融資産担保並びに我が国の地方公共団体若しくは政府関係機関保証及び自金庫預金との相殺を信用リスク削減対象としています。

#### ②管理方法の概要

- ・信用リスクの削減手法は、簡便法を採用しております。
- ・適格金融資産担保においては、担保権を維持し実行する為に必要な全ての措置を講じていることを前提としています。
- ・保証は、我が国の地方公共団体若しくは政府関係機関が被保証債権の元本以外の関連債務も保証の対象としており、且つ、速やかに保証債務の履行を請求できる事を条件としています。
- ・自金庫預金との相殺は、相殺契約下にある預金を特定でき且つ、自金庫預金が継続されないリスクが監視できる事を前提としています。

#### ③担保、保証の評価方法

- ・適格金融資産担保は自金庫預金であり、エクスポージャーと担保とが同一の通貨建てである場合の評価は100%評価とし、削減率も100%とします。
- ・保証は、我が国の地方公共団体若しくは政府関係機関以外にはございません。

## ●オペレーショナル・リスクに関する事項

- ①オペレーショナル・リスクの管理方針は以下の通りです。
  - ・当金庫におけるオペレーショナル・リスクは、事務リスク、システムリスク、法務リスク、風評リスクとします。
  - ・総合的なオペレーショナル・リスク管理態勢を構築することによって、健全性の確保と収益性の向上を図ります。
- ②オペレーショナル・リスクは以下の方法で管理します。
  - ・オペレーショナル・リスクの総合的な管理部署を総合企画部とし、各リスク管理に係る管理担当部署は、以下のとおりとします。

オペレーショナル・リスク	総合企画部主管
事務リスク	総合企画部
システムリスク	総合企画部
法務リスク	コンプライアンス統括室
風評リスク	総務部

- I オペレーショナル・リスクの総合的な管理に係る主管部署は、上記の各リスクの管理担当部署から、定期的にまたは必要に応じて、リスクに係る報告を受けます。
- II オペレーショナル・リスクの主管部署は、新規商品等の取扱い、新システムの導入の際には、オペレーショナル・リスクを特定します。
- III オペレーショナル・リスクの主管部署は、オペレーショナル・リスクを特定するために、必要に応じて、各業務部門および営業店等が把握したデータ等を取得することができます。
- IV オペレーショナル・リスクの主管部署は、当庫のリスク・プロファイルや外部環境の状況に照らし、オペレーショナル・リスクの状況について、適切な頻度でモニタリングを行います。
- V オペレーショナル・リスクの主管部署は、当該管理の状況に関して、常勤理事会が適切に評価および判断できる情報を、定期的にまたは必要に応じて報告します。また、経営に重大な影響を与える事案については、理事会に報告します。

## ●株式等エクスポージャーに関する事項

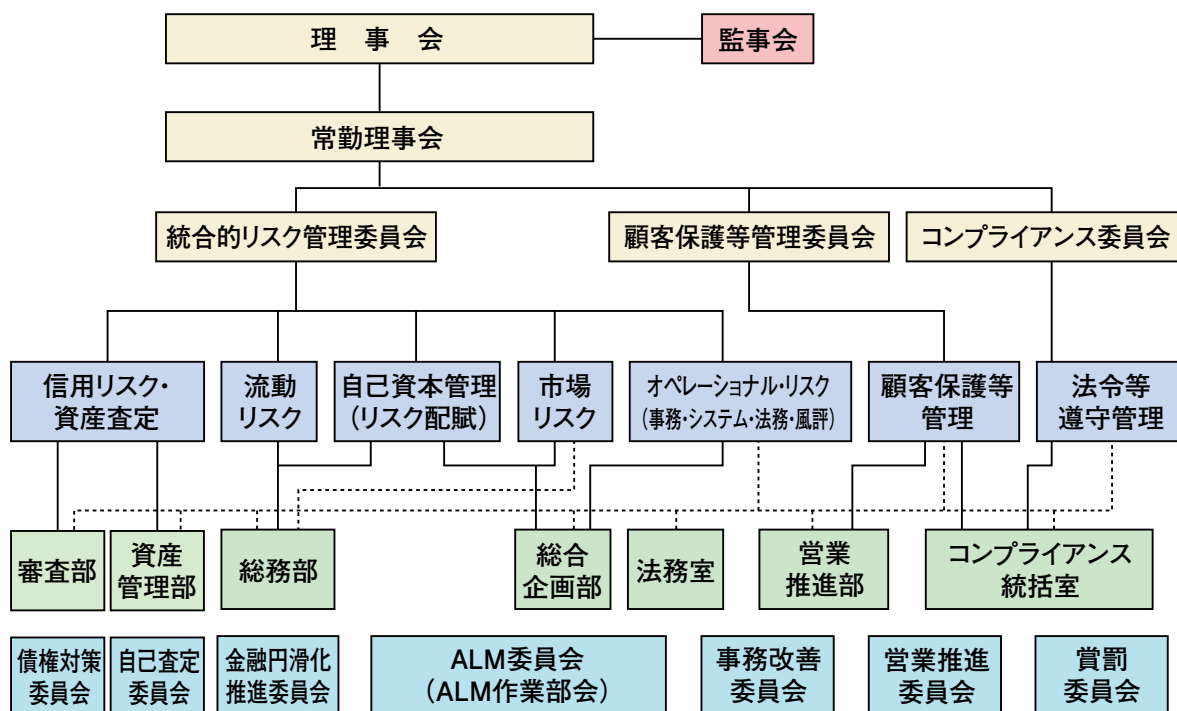
- ①出資又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理方針と方法
  - ・株式等の運用に関しては、経営体力に則したリスクの範囲を定め、適正な収益確保を目指します。
  - ・株式等は市場価格の変動による価格変動リスクが伴いますのでアラームポイントを設けて管理する態勢としています。
- ②出資等の評価方法
  - ・債券については、公社債店頭売買参考統計値(平均値)やブルームバーグ公社債基準価格などにより時価評価し、時価のないものについては取得価格または減損後の帳簿価格により評価しています。
  - ・株式については、上場株は取引所上場値で時価評価し、非上場株は減損後の帳簿価格により評価しています。

## ●銀行勘定における金利リスクに関する事項

- ①金利リスクの管理方針
  - ・金利リスクとは、市場金利の変動に伴い損失を被るリスクのことで、資産と負債または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクのことで、
  - ・当金庫では、定期的に計測したリスク量の変化を管理すると同時に、配賦可能な自己資本の範囲に収まっていることを管理します。
- ②管理方法
  - ・各管理部署は、定期的にALM委員会若しくは統合的リスク管理委員会に報告し協議します。
  - ・ALM委員会若しくは統合的リスク管理委員会は協議結果を常勤理事会へ具申し、常勤理事会は金利リスクが定められた範囲内に収まるよう管理指導します。



## ● リスク管理体系



## 3. その他の業務運営の取組み

### ● ペイオフについて

この制度は平成14年3月までは預金が全額保護されましたが、平成14年4月以降定期性預金については1,000万円とその利息まで、平成17年4月以降は決済性預金を除いた要求性預金と定期性預金を合算して1,000万円とその利息まで保護される制度に変わりました。

そのため、当金庫はあらゆるリスクに耐えられる体質を築くため、不良債権の早期解消に努め、皆様に安心してお取り引き願ひ、信頼される金庫として役職員一同努力しております。

### ● 顧客保護等管理方針

倉吉信用金庫は、お客さまの利益を保護し利便性の向上を図るため、以下の事項について誠実に取り組み、お客さまの視点に立った業務運営が確保できるよう、たゆまぬ改善活動に努めてまいります。

1. 当金庫は、法令やルールを厳正に遵守し、社会規範に則り、誠実かつ公正な企業活動を遂行します。また、お客さまの正当な利益の保護や利便性の向上にむけて継続的な取り組みを行ってまいります。
2. 当金庫は、お客さまへの説明を要する全ての取引や商品について、そのご理解やご経験、資産の状況等に応じた適正な情報提供と商品説明を行います。
3. 当金庫は、お客さまからのご意見や苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまのご理解と信頼を得られるよう努めるとともに、お客さまの正当な利益が保護されるように努めてまいります。
4. 当金庫は、お客さまの情報を適正かつ適法な手段で取得し、法令等で定める場合を除き利用目的の範囲を超えた取扱いやお客さまの同意を得ることなく外部への提供を行いません。また、お客さまの情報を正確に保つよう努めるとともに、情報への不正なアクセスや情報の流出・紛失等の防止のため、必要かつ適切な措置を講じてまいります。

5. 当金庫は、業務を外部業者に委託するにあたっては、お客さまの情報の管理やお客さまへの対応が適切に行われるよう努めてまいります。

◇本方針において「お客さま」とは、「当金庫をご利用されている方およびご利用しようとされている方」を意味します。

◇お客さま保護の必要性のある業務は、与信取引、預金等の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等のお客さまと当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務です。

## ●貸出運営についての考え方

信用金庫の3つのビジョン「中小企業の健全な発展」「豊かな国民生活の実現」「地域社会発展への奉仕」を実現するため地域金融機関として、多くの皆様にご利用いただくため次のこととお約束いたします。

- ・地元中小企業及び住民の皆様の専門金融に徹します。
- ・地元の皆様優先に徹します。
- ・地元の皆様に合致した商品を提供します。
- ・貸出を通じあらゆる相談に応じます。
- ・誠実で公正な対応をいたします。

## ●法令等遵守体制（コンプライアンス体制）について

金融取引においては、公正な競争の確保、顧客情報の厳正な取り扱い、インサイダー取引の禁止、マネー・ロンダリングの防止など、遵守すべき法令やルールが数多く存在するほか、信用金庫とその役職員は、社会的規範を逸脱するような営業活動を慎み、良識ある営業姿勢を維持する社会的責任を負っています。

法令等遵守（コンプライアンス）とは、こうした法令やルールを厳格に遵守するとともに社会的規範を全うすることをいいます。そのため、倉吉信用金庫では法令等遵守（コンプライアンス）を経営の最重要課題と位置づけ、誠実かつ公正な営業活動を行うことが取引先の皆様から「信頼と安心」をいただき、今以上の「絆」を深めることに繋がると考えます。

このような考えに基づいて、当金庫役職員の行動規範や組織体制、庫内ルールを定めるとともに、資質を向上させるため、研修や資格取得の奨励等様々な施策を実施しております。

また、平成18年4月1日から公益通報者保護法が施行され、これに伴って、コンプライアンス違反行為等の通報者保護を金庫規定上明文化するなど、これまで以上にコンプライアンス重視の金庫経営方針の強化を行っております。

## くらしんの行動綱領

1. 信用金庫のもつ社会的責任と公共的使命を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。
2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さまのニーズに応えるとともに、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。
3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
4. 経営等の情報の積極的かつ公正な開示をはじめとして、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。
5. 従業員の人権、個性を尊重するとともに、安全で働きやすい環境を確保する。
6. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
7. 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会貢献活動に取り組む。
8. 社会の秩序や安全に脅威を与える恐れがある反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。

### 金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融商品の販売等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

## ●金融ADR制度への対応

### 苦情処理措置

当金庫は、お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため業務運営体制・内部規則を整備し、その内容をホームページ等で公表しています。

苦情は、当金庫営業日（9時～17時）に営業店（電話番号は63ページ参照）またはコンプライアンス統括室（電話：0858-22-1111）にお申し出ください。

### 紛争解決措置

当金庫は、紛争解決のため、当金庫営業日に上記コンプライアンス統括室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出があれば、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等にお取次ぎいたします。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

なお、前記弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地お客さまにもご利用いただけます。その際には、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会をご利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法（現地調停）や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法（移管調停）があります。ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ前記「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫コンプライアンス統括室」にお尋ねください。

## ●反社会的勢力に対する基本方針

倉吉信用金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

## ●自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	平成 23 年度	平成 24 年度
( 自 己 資 本 )		
出 資 金	644	646
うち非累積的永久優先出資	—	—
優先出資申込証拠金	—	—
資本準備金	—	—
その他の資本剰余金	—	—
利益準備金	644	646
特別積立金	1,432	1,552
繰越金(当期末残高)	48	46
その他	—	—
処分未済持分	—	—
自己優先出資	—	—
自己優先出資申込証拠金	—	—
その他有価証券の評価差損	—	—
営業権相当額	—	—
のれん相当額	—	—
企業結合により計上される無形固定資産相当額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
基本的項目 ( A )	2,768	2,891
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額	113	113
一般貸倒引当金	106	72
負債性資本調達手段等	—	—
負債性資本調達手段	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資	—	—
補完的項目不算入額	—	—
補完的項目 ( B )	219	185
自己資本総額 [( A ) + ( B )] ( C )	2,988	3,077
他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額	358	358
負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの	—	—
期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの	200	200
非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	—	—
基本的項目からの控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス(告示第247条を準用する場合を含む。)	—	—
控除項目不算入額	△ 358	△ 358
控除項目計 ( D )	—	—
自己資本額 [( C ) - ( D )] ( E )	2,988	3,077
( リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 )		
資産 ( オ ン ・ バ ラ ン ス 項 目 )	25,590	25,061
オフ・バランス取引等項目	449	592
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	2,364	2,322
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等計 ( F )	28,404	27,976
単体 T i e r 1 比率 ( A / F )	9.74%	10.33%
単体自己資本比率 ( E / F )	10.52%	10.99%

(注)「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

平成23年度および平成24年度については、自己資本比率規制の一部を弾力化する特例(平成24年金融庁告示第56号)に基づき、「その他有価証券の評価差損」を基本的項目から控除しておりません。なお、「その他有価証券の評価差損」の額(平成23年度：7百万円、平成24年度：1百万円)を控除して計算した場合には、自己資本比率はそれぞれ10.49%、10.99%となります。

●自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	平成 23 年度		平成 24 年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
<b>イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の合計額</b>	<b>26,040</b>	<b>1,041</b>	<b>25,653</b>	<b>1,026</b>
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	26,040	1,041	25,653	1,026
(Ⅰ) ソブリン向け	167	6	184	7
(Ⅱ) 金融機関向け	3,531	141	3,843	153
(Ⅲ) 法人等向け	9,085	363	8,396	335
(Ⅳ) 中小企業等・個人向け	5,823	232	6,257	250
(Ⅴ) 抵当権付住宅ローン	2,361	94	2,159	86
(Ⅵ) 不動産取得等事業向け	1,030	41	1,145	45
(Ⅶ) 3ヵ月以上延滞等	900	36	677	27
(Ⅷ) その他	3,140	125	2,988	119
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
<b>ロ. オペレーショナル・リスク</b>	<b>2,364</b>	<b>94</b>	<b>2,322</b>	<b>92</b>
<b>ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)</b>	<b>28,404</b>	<b>1,136</b>	<b>27,976</b>	<b>1,119</b>

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%  
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフバランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。  
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会及び漁業信用基金協会のことです。  
 4. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
 5. オペレーショナル・リスクの算定方法は、当金庫は基礎的手法を採用しており、オペレーショナル・リスク相当額を8%で除した額です。





## ●信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

### イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

<業種別及び残存期間別>

(単位：百万円)

エクスポージャー 区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高						三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ以 外のオフ・バランス取引		債 券			
	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度
国 内	76,499	77,233	41,056	41,197	6,297	8,788	1,477	1,222
国 外	737	779	—	—	737	779	—	—
地 区 別 計	77,237	78,012	41,056	41,197	7,035	9,567	1,477	1,222
製 造 業	2,837	2,710	2,700	2,583	—	—	141	107
農 業、林 業	544	822	544	820	—	—	4	5
漁 業	1	0	1	0	—	—	0	0
鉱業、採石業、砂利採取業	90	107	90	107	—	—	—	—
建 設 業	4,256	4,378	4,256	4,375	—	—	318	307
電気、ガス、熱供給、水道業	604	602	3	2	601	600	—	—
情 報 通 信 業	10	10	1	1	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	970	989	948	970	—	—	35	73
卸 売 業、小 売 業	3,823	3,791	3,602	3,566	201	200	196	156
金 融 業、保 険 業	19,061	19,775	1,053	1,015	1,647	1,807	—	—
不 動 産 業	3,711	3,245	3,705	3,237	—	—	348	266
物 品 賃 貸 業	48	62	47	61	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	191	211	191	211	—	—	—	—
宿 泊 業	468	420	468	420	—	—	115	38
飲 食 業	755	748	755	748	—	—	84	42
生活関連サービス業、娯楽業	699	744	699	743	—	—	44	42
教育、学習支援業	314	286	314	286	—	—	13	13
医 療、福 祉	1,785	1,679	1,785	1,677	—	—	—	—
その他のサービス	2,306	2,369	2,291	2,348	—	—	43	43
国、地方公共団体等	19,487	20,361	5,063	5,823	4,585	6,959	—	—
個 人	12,470	12,126	12,470	12,098	—	—	130	124
そ の 他	2,797	2,567	61	96	—	—	—	—
業 種 別 合 計	77,237	78,012	41,056	41,197	7,035	9,567	1,477	1,222
1 年 以 下	17,910	15,763	7,374	5,914	635	1,142	—	—
1 年 超 3 年 以 下	7,833	9,747	2,754	2,994	1,722	1,602	—	—
3 年 超 5 年 以 下	4,164	6,401	3,281	3,609	823	2,519	—	—
5 年 超 10 年 以 下	14,623	15,059	11,330	11,566	3,036	3,447	—	—
10 年 超 20 年 以 下	10,555	12,133	9,737	11,278	817	854	—	—
20 年 超	5,735	5,066	5,735	5,066	—	—	—	—
期間の定めのないもの	16,414	13,840	842	766	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	77,237	78,012	41,056	41,197	7,035	9,567	—	—

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。  
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。  
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。  
4. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

### ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当 期 増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	平成 23 年度	100	106	—	100	106
	平成 24 年度	106	72	—	106	72
個別貸倒引当金	平成 23 年度	1,170	945	258	911	945
	平成 24 年度	945	956	50	895	956
合 計	平成 23 年度	1,270	1,051	258	1,012	1,051
	平成 24 年度	1,051	1,029	50	1,001	1,029

## 八. 貸出金償却の額

貸出金償却 (単位：百万円)

平成 23 年度	49
平成 24 年度	84

(注) 記載金額は、損益計算書上の「貸出金償却」の額と一致します。

## 二. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度	23年度	24年度
製 造 業	250	227	227	219	22	-	227	227	227	219	30	16
農 業、林 業	-	1	1	6	-	-	-	1	1	6	-	-
漁 業	0	0	0	0	-	-	0	0	0	0	-	-
鉱業、採石業、 砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建 設 業	489	170	170	148	104	4	385	165	170	148	13	7
電気・ガス・熱 供給・水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情 報 通 信 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	22	23	23	-	-	23	22	-	23	-	-	8
卸売業、小売業	76	46	46	62	34	-	41	46	46	62	4	34
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不 動 産 業	67	302	302	336	12	-	55	302	302	336	-	-
物 品 賃 貸 業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・ 技術サービス業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
宿 泊 業	54	49	49	40	3	22	50	27	49	40	-	0
飲 食 業	46	41	41	57	-	-	46	41	41	57	-	-
生活関連サービ ス業、娯楽業	24	8	8	9	11	-	17	8	8	9	-	2
教育、学習支援業	13	13	13	13	-	-	13	13	13	13	-	-
医 療、福 祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	28	25	25	28	7	-	20	25	25	28	-	0
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個 人	92	33	33	35	62	-	30	33	33	35	0	16
合 計	1,170	945	945	956	258	50	911	895	945	956	49	84

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## ホ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクスポージャーの額			
	平成 23 年度		平成 24 年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	－	19,580	－	19,682
10%	1,221	－	1,846	－
20%	1,230	17,917	1,202	18,250
35%	－	6,660	－	6,092
50%	2,024	803	2,103	821
75%	－	11,120	－	12,092
100%	－	16,428	－	15,716
150%	－	249	－	204
合 計	77,237		78,012	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

## ●信用リスク削減手法に関する事項

### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保 証	
		平成 23 年度	平成 24 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー		1,327	1,256	18	53

(注) 1. 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

## ●派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

## ●証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

## ●出資等エクスポージャーに関する事項

### イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	平成 23 年度		平成 24 年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	202	202	197	197
非 上 場 株 式 等	291	－	294	－
合 計	493	202	492	197

(注) 1. 非上場株式等は、非上場株式のほか信金中央金庫普通出資金、投資事業組合出資持分等です。

### ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度
売 却 益	0	11
売 却 損	2	1
償 却	9	－

### ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度
評 価 損 益	△ 15	△ 0

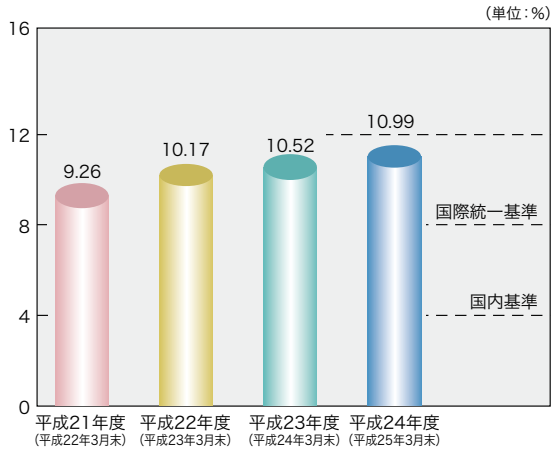
### ニ. 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

該当ございません。

# くらしんの経営内容 Q & A

## Q1 金融機関の健全性をあらわす自己資本比率はどうなっていますか？

**A1** 平成24年度の自己資本比率は、国内基準の4%を大きく上回る10.99%となりました。



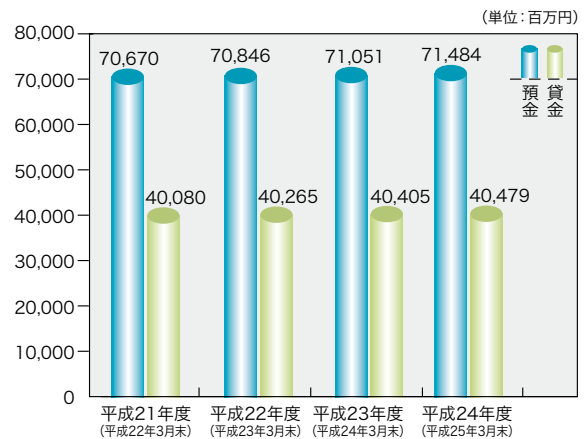
## Q3 預金・貸出金の状況はどうか？

**A3** 預金積金は、長引く景気の低迷や取引企業の業績不振等厳しい環境の中、法人預金は1,271百万円増、金融機関預金は70百万円減、公金預金も65百万円減となりました。また個人預金は、個人を中心とした地域との絆を深めることを基本として、年金、給振、公共料金の自振等の家計メイン化推進に取り組みましたが、雇用・所得情勢の悪化を背景として703百万円減となりました。その結果、平成24年度期末預金残高は法人預金の増加に支えられて前年比433百万円増(0.61%増)の71,484百万円となりました。

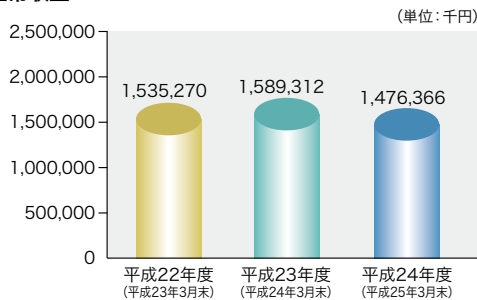
貸出金は、不透明な景況感を反映して、公共投資の減少、設備投資の減退、個人消費の低迷、雇用・所得情勢の悪化など企業、家計を取り巻く環境は厳しく、事業者向けの資金需要が減少する中で法人向け貸出金は運転資金を中心に、個人向け貸出金は、個人ローン、マイカーローン、教育ローン、カードローン等に注力し推進いたしました。また、全店一丸となって法人向け・個人向け・地方公共団体向けの貸出金を積極的に取り組み、また一方では不良債権の処理、オフバランス化を前向きに行った結果、平成24年度期末貸出金残高は前年比74百万円増(0.18%増)の40,479百万円となりました。

## Q2 収益・利益の状況は？

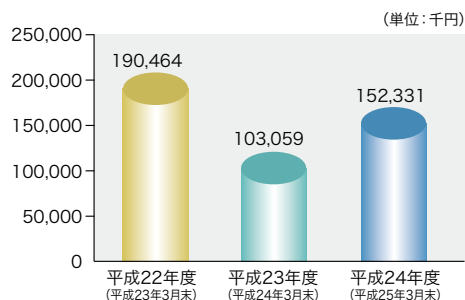
**A2** 地区内の景気低迷が続く中、小口事業者・営農当貸融資、個人ローン、地方公共団体融資に取り組みましたが、貸出金は平残で101百万円減、貸出金利回りの低下もあり貸出金利息収入が減少、加えて余資運用も低調に推移した結果、経常収益は前年比112百万円減(7.10%減)の1,476百万円となりました。一方で、資金調達費用が減少したことに加え、有価証券市場が改善したことによりその他業務費用が減少、経常費用は前年比162百万円減(10.91%減)の1,324百万円となり、経常利益は前年比49百万円増(47.80%増)の152百万円を計上し、当期純利益は前年比53百万円増(57.56%増)の146百万円となりました。



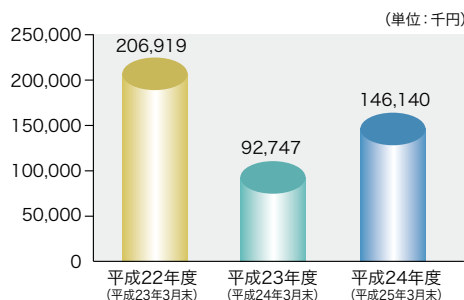
### ■経常収益



### ■経常利益



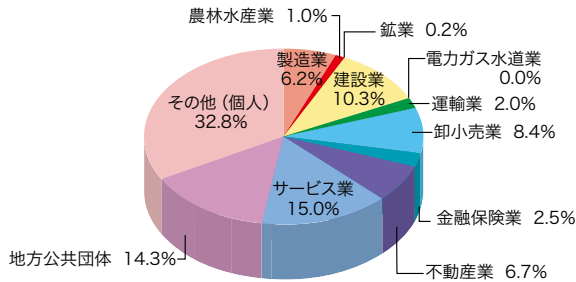
### ■当期純利益



## Q4 どんな先に貸出を行っているのですか？

**A4** 「地元になくてはならないらしん」として、地元で集めた預金は地元の方々にご利用いただいています。地域経済の発展を願い、中小企業や個人のお客様へのご融資を行っています。

### ■貸出業種別内訳 (平成25年3月31日現在)



## Q5 有価証券の時価状況は？

**A5** 当金庫の有価証券運用に対するスタンスは安全性を最重要視しております。

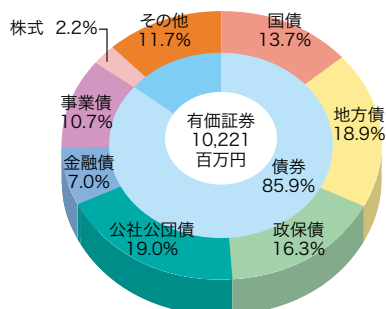
そのため運用は主に債券を中心とした運用を行っています。

平成24年度は市場金利が低下したため債券の評価益が増加し、また株価も上昇した結果、有価証券全体の評価差額(含み損益)は191百万円となりました。

### ■有価証券の時価状況 (平成25年3月31日現在)

区分	取得原価 (償却原価)	貸借対照表 計上額	差 額
株 式	234	234	△0
債 券	8,612	8,788	175
国債	1,379	1,400	20
地方債	1,874	1,941	66
社債	5,358	5,446	87
そ の 他	1,182	1,199	16
合 計	10,030	10,221	191

### ■有価証券の保有割合



## Q6 資産内容は？

**A6** 金融再生法による開示債権額は、貸借対照表の貸出金およびその資産の中の未収利息、仮払金および債務保証見返の各勘定に区分したもので、下記の問題となる債権に対し、貸倒引当金および担保・保証等で93.48%保全されています。

### ①金融再生法に基づく開示債権と保全状況

(平25年3月31日現在)

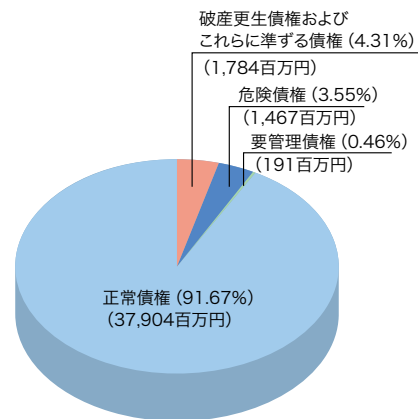
(単位：百万円)

	残高
破産更正債権およびこれらに準ずる債権	1,784
危険債権	1,467
要管理債権	191
小計…… (A)	3,444
正常債権	37,904
合 計	41,348

(単位：百万円)

保全額…… (B)	3,219
担保・保証等	2,244
貸倒引当金	975
保全率 (B) / (A)	93.48%

### ②開示債権の構成比



### 〈用語解説〉

●破産更正債権およびこれらに準ずる債権  
破産、会社更生、民事再生等申立の事由により経営破綻に陥っている債権者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

●危険債権  
債務者が経営破綻の状態に至ってはいないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受け取りができない可能性の高い債権です。

●要管理債権  
自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、3ヵ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権に該当するものをいいます。

## 倉吉信用金庫と地域社会

当金庫は鳥取県中部を主な事業区域として地元の中小企業や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展して行くことを共通の理念として運営されている相互扶助の金融機関であります。

地元のお客様からお預かりした大切な資金は、地元で資金を必要とするお客様に融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをすると共に、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民の皆様との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めており、貸出金の預金積金に占める割合（預貸率）は56.62%となっております。また、金融機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育、スポーツの振興といった分野にも積極的に取り組み地域貢献を実行しております。

### ●預金積金に関する事項（地域からの資金調達状況）

当金庫では、地域の皆様の資産作りのお手伝いとして、お客様の生活設計・資産形成・事業の発展に寄与する商品を揃えて、窓口にご来店頂くことは勿論、ご自宅・事務所にお伺いし、地域の皆様の要望にお応えしております。

商品明細につきましては32ページに詳しく掲載しております。

【預金積金残高：71,484百万円】（平成25年3月31日現在）



### ●貸出金に関する事項（地域への資金供給状況）

地域からお預け頂いた資金は、地域のお客様のニーズに応え、地域の活性化に資する為に地域に還元し、中小企業の健全な発展と、地域の皆様の健全な繁栄に役立てて頂く事を運用の基本として位置づけ、設備投資から運転資金に至る事業資金は勿論、地域の再生に貢献する各種商品を揃えております。

また、個人のお客様へは資産形成と生活向上を目的とした各種ローンを準備しております。

融資形態は事業用の設備資金が5,862百万円、運転資金が15,490百万円、個人の住宅ローンが7,231百万円、消費者ローンが1,762百万円、地方公共団体融資が5,823百万円となっております。

商品明細につきましては33・34ページに詳しく掲載しております。

【貸出金残高：40,479百万円】【預金積金に占める貸出金の割合56.62%】（平成25年3月31日現在）

### ●貸出金以外の運用に関する事項

貸出金以外の運用については、信金中金等への預け金と有価証券への投資を行っております。常に安全性を第一に心がけ、投資先のデフォルトリスクに対応できるように、投資先を分散して運用しております。

【預け金残高：24,182百万円】【有価証券残高：10,221百万円】【その他運用残高：240百万円】（平成25年3月31日現在）

## ●取引先への支援等（地域とのつながり）

当金庫は鳥取大学をはじめ政府系金融機関、中小企業診断士協会、TKC 税理士会等との連携契約を締結し、景気低迷の現在様々な問題を抱えておられるお客様へ経営の改善策や創業に対するアドバイス・支援を全店的に実施しております。特に再生担当を設けて企業の経営改善に取り組んでおります。

お客様ネットワークの取り組みとして、「しんぎんビジネスマッチングサービス」を活用してビジネスマッチングの場を設けております。

その他、各営業店に経営者の会、年金受給者の会や経営者の婦人を対象とした「さざなみ会」を組織して、会員相互の親睦と情報交換の場所を提供しております。

また、あらゆる相談所として「法律相談」「税務相談」「年金相談」等の相談日を定期的で開催し、地域の皆様の相談に対応しております。

## 決算に関する事項

当金庫は地域に対する貢献を継続するため、企業の継続性を目指し、経営の合理化・効率化を追求してまいりました。その結果、平成25年3月期には282百万円の業務純益を計上し、146百万円の当期純利益を計上しました。

今後も積極的な業務展開を推進し、安定的な収益確保を図り更なる地域貢献が果たせるよう、努めてまいります。

## ●中小企業の経営改善及び地域の活性化のための取組状況（平成24年4月～25年3月）

### 1. 中小企業の経営支援に関する取組方針

地域の中小企業への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命と認識し、お客様からの資金需要や貸出条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

### 2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備

「中小企業者等の金融円滑化基本方針」を策定し、金融円滑化に関する事項を管理する「金融円滑化推進委員会」を設置して、態勢整備を図りました。

貸出条件変更等に関する相談をお受けするための窓口「金融円滑化相談窓口」を設置し、本取組に係る意見・要望・苦情へ対応するための窓口を本部に設置して、態勢整備を行っています。

また、資産管理部企業再生課が営業店と連携してお客様の経営改善支援を行います。

### 3. 中小企業の経営支援に関する取組状況

#### a 創業・新規事業開拓の支援

創業、新分野進出に対しては、地域情報ネットワークを活かし、積極的に対応しています。

平成24年度は鳥取県の制度融資である「新規参入・新分野進出資金」を13件105百万円実行支援しています。

#### b 成長段階における支援

中小企業が保有する売掛金・棚卸資産・機械設備等を担保として、金融円滑化支援をしています。

平成24年度は売掛債権担保融資を4件32百万円実行支援しています。流動債権担保3先、棚卸資産担保1先、集合動産担保1先を取り組みし金融支援の対応をしています。

#### c 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

鳥取県中小企業再生支援協議会、とっとり企業支援ネットワークを積極的に活用し、企業の経営改善、事情再生の支援に取り組んでいます。

平成24年度は鳥取県中小企業再生支援協議会案件2先、とっとり企業支援ネットワーク10先を取り組み支援しています。

### 4. 地域の活性化に関する取組状況

地域の活性化につなげるために現在、倉吉に4年制看護大学の設置を望む声広がってきています。当金庫もこの趣旨に賛同し、店頭へのぼり旗を設置、看護大学実現の気運を高めています。

## 地域密着型金融の取組状況（平成24年4月～25年3月）

### 1. ライフサイクルに応じた取引先企業の支援強化

#### 《取組方針》

地域金融機関としての特性を発揮し、地域情報ネットワークの活用と、継続的取引関係を通じ、取引先中小企業の創業から成長段階（ライフサイクル）に応じたきめ細かい支援を行うことで、地域の金融円滑化の役割を担っていく。

#### ●創業、新事業への積極的な支援

- ・創業、新分野進出に対しては、地域情報ネットワークを活かし、積極的に対応いたしました。

#### 新規参入・新分野進出への支援

平成24年度の実績…13件、105百万円

#### ●事業及び企業の積極的な再生支援

#### 貸出条件の変更に積極的かつ柔軟な対応

- ・中小企業金融円滑化対応として、取引先の資金繰り改善を目的として、積極的に対応いたしました。  
平成24年度の実績…210件、2,933百万円

#### 鳥取県中小企業再生支援協議会の積極的な活用

- ・平成24年度当金庫の取引先の再生支援協議会案件は新規案件2先を連携しました。

#### 産・官・学・金との情報ネットワークを活用した、地域の取引企業への支援

- ・農工商連携による新産業の創出からの地域活性化、を目的とする「新産業共通基盤会議」に参加するとともに、鳥取大学産学・地域連携推進会議にも1名を登録し、積極的に情報交換を行っています。
- ・商工会議所が中心となって運営している産・官・学・金の会「中部元気クラブ」に当金庫役員が中心となって参加し、積極的に情報交換しています。

#### 再生支援先の経営改善指導

- ・平成24年度は経営支援先30先を定め、うち6先を重点先とし経営改善指導の取り組みを実施し、経営者とのヒアリングや、営業店長との計画の進捗状況の検討を行いました。

期初 債務者数 (取引先企 業除く正 常先)	うち				経営改善 支援取組 み率	ラ ン ク ア ッ プ 率	再生計画 策定率
	経営改善 支援取組 み先数	うち期末に債 務者区分がラ ンクアップし た先数	うち期末に債 務者区分が変 化しなかった 先数	うち再生計画 を策定した先 数			
281	30	2	26	30	10.67%	6.66%	100%



## ●取組事例

### 《経営改善計画の策定支援及び資金繰り改善支援》

#### 取組みの動機・経緯

公共工事の入札資格審査（経診）の現ランク維持が危ぶまれる決算内容となっていました。収益環境の改善と同時に財務体質の改善も必要でした。長期に亘る転がし資金（手形貸付）が存在し、ランクダウンの要因が増加していました。経営者の改善意欲は強いものでありました。

#### 取組みの内容

経営改善計画の進捗を分析した結果、再生の可能性が高いと判断し、計画の見直しを実施しました。その結果、収益力が強化されたものの、過去の不良資産及び、債務超過の解消には相当の期間を要するとみられました。そこで、実質的な会社分割を実施し、健全な資産と稼働力のある経営資源を1つの会社に集中して、その余りを別会社に移しました。当金庫の融資金もそれらに合わせて配分し、実質的なD D S形態を構築しました。地公体も対するランクの維持と同時に資金繰りも引当等が明確になりました。

#### 成果・効果

経営体質の再構築により経営者のモチベーションも向上すると同時に事業改善が図れ資金繰りが安定しました。

#### 評価及び課題

メイン金融機関として債務者企業の理解を得て、破綻を防止することができました。東日本大震災で大きな影響は受けていませんが、業況及び動向を注視する必要があるとあり、引き続き改善計画の進捗状況を把握し、経営指導をして参ります。

## 2. 事業価値を見極める融資手法をはじめ中小企業に適した資金供給手法の徹底

### 《取組方針》

定性情報を含めた地域での情報を活かし、取引先の事業価値を見極める、いわゆる「目利き力」を発揮することで、取引先中小企業に対して積極的に資金供給を行っていく。

## ●不動産担保、個人保証に過度に依存しない融資の推進

### スコアリング商品及び売掛債権担保融資の推進と ABL の検討

スコアリング商品として、鳥取県信用保証協会、鳥取県下3金庫が連携し開発した、統一商品であるビジネスプライムローンを推進しました。

24年度新規取扱件数 2件、10百万円

また、売掛債権担保融資として、4件、32百万円を取り扱いました。

### シンジケートローンの組成と参加

シンジケートローンの組成、参加実績はありませんでした。

### 目利き能力の向上

- ・平成24年8月10日、融資レベルアップ研修として、講師に信用保証協会支所長を招き、保証協会との連携強化を目的とした研修を、各部店融資担当者18名を対象に実施しました。
- ・平成24年10月18日、融資レベルアップ研修として、「経営計画策定支援」として12名を対象に実施しました。
- ・平成24年4月14日を第1回とし平成25年3月まで計5回にわたり融資レベルアップ研修として、財務2級テキストを活用した研修を延べ42名を対象に実施しました。

## ●取組事例

### 《スコアリング商品及び売掛債権担保融資の推進とABLの検討》

#### 取組みの動機・経緯

鳥取県信用保証協会、鳥取県下3金庫が連携し、担保や保証に依存しない、信金業界の格付であるSDBのスコアリングを活用した県下統一の融資商品であるビジネスプライムローンを推進しました。

また、売掛債権担保融資に取り組みました。

#### 取組みの内容

ビジネスプライムローンは、信金業界の格付であるSDBの格付を活用し、鳥取県信用保証協会、鳥取県下3金庫が連携して取組みしている統一商品です。

SDBスコアリングモデルによる評価が「S7」以上の法人を対象とし、金額10百万円以内、期間10年以内、原則担保不要、保証人原則代表者のみを要件としています。

#### 成果・効果

SDBスコアリング格付を活用することで、簡便、迅速に融資対応が受けられます。実績としましては、次のとおりとなりました。

- |              |  |
|--------------|--|
| ①ビジネスプライムローン | 平成24年度新規取扱件数2件、金額10百万円の実行<br>平成25年3月末現在取扱高、件数16件、残高25百万円 |
| ②売掛債権担保      | 平成24年度新規取扱件数4件、金額32百万円の実行<br>平成25年3月末現在取扱高、件数4件、残高32百万円  |

#### 評価及び課題

本年度は県の制度資金の活用が多く、取り扱いは少ないものの、対象は、小規模零細企業の割合が高く、金額も5,000千円程度の先が大半であり、小規模零細企業の資金ニーズに対応した地域密着型の融資であると考えています。

新規先の開拓や既存取引先の取引深耕にも活用でき、地域小規模零細企業に資金ニーズに対応するためにも積極的に推進して参ります。

## 3. 地域の情報集積を活用した持続可能な地域経済への貢献

### 《取組方針》

この地域のみが信用金庫の生きる地であり、金融の仲介は当然として、親睦、研修、情報交換、ボランティア等さまざまな面で中心的な役目を果たし、顧客・地域の活力作りに貢献することにより、地域に必要なとされる金融機関であるため、各種の施策を通じて地域経済への取り組みを行いました。

## ●地域貢献に資するイベント、行事の開催と、地元行事への積極的な参加

文化・芸術の発展と街の賑わい創出に向けて、地元新聞社が主催する著名人による写真、絵画等の展覧会の協賛を継続するほか、以下の活動を行いました。

- ・平成24年度は4・7・10・1月の4回「くらしん囲碁友好会大会」を開催し、地域の子供から高齢者まで毎回100人以上のファンに参加頂きました。特に、平成25年1月開催の新春大会では、プロ棋士2名を招聘して開催し120名を超える参加者で賑わいました。囲碁大会は毎回地元出身のプロ棋士の指導碁等もあり、新規の参加者は増加しており、地域の囲碁の活性化に貢献しています。
- ・平成24年8月に開催の倉吉打吹まつりには、みつぼし踊りに約40名の職員が参加し、地域の人々と交流を行いました。
- ・平成24年10月、300人の参加者を得て第15回「くらしん健康ウォーク」を開催しました。
- ・平成24年12月、当金庫の若手職員で組織する「くらしんヤングコア」が福祉施設の清掃活動および街頭歳末助け合い募金を実施し、集まった募金を地域の社会福祉協議会に寄付しました。
- ・平成24年12月、地元の福祉施設2先に対して、恒例の新米を寄贈しました。

地域の活性化や貢献活動等一連の活動は、地元本店を置く金融機関として地域住民からの期待も大きく、その効果も大きいものです。今後も継続して、最大限の取り組みをしていきたいと考えています。

## ●地元での買物、発注を推奨する「地賛地商」運動の展開

地域経済の活性化を図る為、倉吉信用金庫では「地賛地商」をスローガンにしたPRポスターを平成22年度に作成・配布しましたが、24年度に入ってから一部の商店等からの貼付希望があり、外郭団体の講演会において参加者へ配布するなど、ポスターの活用を継続いたしました。

今後とも地元金融機関として、地元経済の活性化を図るため、「地賛地商」運動を積極的に推進していきます。

## ●ビジネスマッチングの推進

山陰地区の信用金庫が合同で、地元中小企業の販路拡大のためビジネスフェアを開催し、ビジネスマッチングの機会を提供しており、出展者からは高い評価を頂いております。

また、地元開催のビジネスイベントだけでなく、他地区のイベントへの参加も積極的に取り組んでおります。

## ●取組事例

### 《地元中小企業に対する販路拡大の場を提供》

#### 取組みの動機・経過

「地賛地商」を推進するとともに、地元中小企業に対する販路拡大につながる商談の機会を提供いたしました。

#### 取組みの内容

摂津水都信用金庫主催の「うまいもん市 in 万博」に2事業先が参加し、また、おかやま信用金庫が中心に開催されている「岡山しんきんビジネス交流会」へも、山陽方面への展開を考えている先より2事業先が参加しました。現在、第3回となる山陰しんきんビジネスフェアを平成25年11月に米子で開催予定であり、その準備を進めております。

また、中国地区しんきんビジネスマッチングサービスへの登録により、情報還元等に、より一層の幅が広がりました。

#### 成果・効果

地元中小企業において、なかなか地域外の情報は乏しくリスクも絡むので手が出しにくい状況であります。当金庫が仲介として対応する事により、事業拡大への手助けに貢献できました。

預金・融資など金融の場面での関係のほか、具体的な事業場面に係る事により、信用金庫の中小企業支援のスタンスの理解が深まり、取引先との絆が強化され、また当金庫との取引関係も強いものとなりました。



第2回山陰しんきんビジネスフェア

## 金融円滑化への取組状況

倉吉信用金庫は、地元の中小企業および個人のお客様の幅広い資金ニーズに、迅速かつ安定的にお応えするため、「地域金融円滑化のための基本方針」を定め、地域金融の円滑化に全力を傾注して取り組んでいます。

「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」（以下「金融円滑化法」といいます）第7条第1項の規定に基づき、平成25年3月末における当金庫の金融円滑化への取組状況をお知らせいたします

### 1. 金融円滑化管理に関する基本方針について

（内閣府令第6条第1項第1号に規定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の実施に関する方針の概要）

当金庫は、法の施行を受け、平成22年1月28日「地域金融円滑化のための基本方針」定め、当金庫の取組方針などを、ホームページ等で公表するとともに、全役職員に周知徹底しております。

当金庫の金融円滑化への取組方針は以下の通りです。

#### 取組方針

地域の中小企業および個人のお客様への安定した資金供給は、事業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

私どもは、お客様からの資金需要や貸出条件の変更等のお申込があった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

### 2. お借入条件の変更等の対応状況を適切に把握するための体制について

（内閣府令第6条第1項第2号に既定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置の状況を適切に把握するための体制に関する事項）

#### ① 「金融円滑化推進委員会」の設置

金融の円滑化を図るための管理態勢の実効性を確保するため、専務理事を委員長とし、常勤理事、本部各部長・室長を委員とする「金融円滑化推進委員会」を設置し、金融円滑化に関する情報の共有を図るとともに、金融円滑化に関連する各種施策を連携して取り組んでいく体制といたしました。（平成22年1月28日）

#### ② 「金融円滑化管理責任者」の設置

適切な金融円滑化を図り、その実効性を確保するため、金融円滑化管理におけるお客様への適切な対応等にかかる事項を統括、管理するため、管理部署の審査部の審査担当理事を管理責任者とする「金融円滑化管理責任者」を設置しました。（平成22年1月28日）

#### ③ 「金融円滑化相談窓口」「金融円滑化対応責任者」の設置

金融円滑化対応責任者を各部・店長とし、お客様からのご相談やお申込に対する適切な対応を図るため、各営業店に「金融円滑化相談窓口」を設置しております。（平成21年12月7日）

#### ④ 「休日融資特別相談窓口」の設置

お客様からのご相談やお申込の利便性を図るため、本店営業部に、毎週土曜日「休日融資特別相談窓口」を設置しております。

#### ⑤ 理事会の役割

理事会は、金融円滑化管理にかかる最終責任機関として、「地域金融円滑化のための基本方針を定めるなど、金融円滑化管理を徹底するための態勢を整備、構築しております。

⑥お借入条件の変更等の申込・相談に係る管理態勢

お借入条件の変更等の申込・相談については、各営業店で記録・保管するとともに、毎月担当部署（審査部）に報告させ、担当部署において検証・管理しております。

なお、やむなく謝絶や取下げが発生した場合は別途記録を作成し、発生の都度「金融円滑化推進委員会」に報告いたします。

### 3. お借入条件の変更等に係る苦情相談を適切に行うための体制について

（内閣府令第6条第1項第3号に既定する法第4条及び第5条の規定に基づく措置に係る苦情相談を適切に行うための体制の概要）

①苦情相談窓口の設置

本部コンプライアンス統括室に苦情相談窓口を設置し、金融円滑化に関するお客様からの苦情、相談メール、専用フリーダイヤルを新たに設置し、真摯に対応する体制としております。

（平成22年1月18日苦情・相談メール開設、同25日専用フリーダイヤル開設）

②お客様からの苦情、相談記録の作成と保存

お客様からございました、苦情、相談については、その内容を適切に記録・保存するとともに、委員会で協議を行い、関連部署と協力し、問題解決、改善に努めてまいります。

### 4. 中小企業者のお客様の事業についての改善または再生のための支援を行うための体制について

（内閣府令第6条第1項第4号に既定する法第4条の規定に基づく措置をとった後において、当該措置に係る中小企業者の事業についての改善又は再生のための支援を適切に行うための体制の概要）

①経営相談・経営指導及び経営改善に向けた取り組み

お客様からの経営相談については営業店が真摯にお話をお伺いし、お客様の抱えている問題を十分認識したうえで、その解決に向けて真摯に取り組んでまいります。

経営改善計画を策定する意思のあるお客様から要請がある場合には、経営改善計画の策定を支援しております。

また、お借入条件の変更等に際して、経営改善計画を策定した場合には、当該改善計画の進捗状況を適切に管理するとともに、必要に応じて経営相談・経営指導を行うなど、経営改善に向けた働きかけを行っております。

経営改善・指導は本部企業再生課がサポートいたします。

②経営相談・経営指導及び経営改善に向けた能力向上施策

お客様の事業価値を見極める能力（目利き力）を向上させるための研修を実施し、当該能力の向上を目的とした人材育成に努めてまいります。



## ●金融円滑化法第4条に基づく措置の実施状況

### 1. 貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の額

(債務者が中小企業者である場合)

(単位：百万円)

	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末
<b>貸出条件の変更等の申込を受けた貸付債権の額</b>	3,431	3,955	4,563	4,913	5,527	5,997	6,318	6,956	8,041	8,930
うち、実行に係る貸付債権の額	3,186	3,726	4,094	4,678	5,281	5,752	6,081	6,667	7,797	8,449
うち、謝絶に係る貸付債権の額	0	58	75	77	77	82	82	82	82	82
うち、審査中の貸付債権の額	213	139	240	4	15	9	0	53	8	245
うち、取下げに係る貸付債権の額	31	31	153	153	153	153	153	153	153	153
うち、信用保証協会等による債務の保証受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の額	864	963	1,093	1,288	1,511	1,625	1,727	1,976	2,306	2,558
うち、信用保証協会等による債務の保証受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の額	0	0	7	7	7	7	7	7	7	7

### 2. 貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数

(債務者が中小企業者である場合)

(単位：件)

	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末
<b>貸出条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数</b>	275	326	382	428	484	530	555	615	684	740
うち、実行に係る貸付債権の数	256	305	342	404	459	505	531	584	659	711
うち、謝絶に係る貸付債権の数	0	3	5	6	6	7	7	7	7	7
うち、審査中の貸付債権の数	13	12	19	2	3	2	1	8	2	6
うち、取下げに係る貸付債権の数	6	6	16	16	16	16	16	16	16	16
うち、信用保証協会等による債務の保証受けていた貸付債権のうち実行に係る貸付債権の数	104	122	158	169	192	207	218	247	278	304
うち、信用保証協会等による債務の保証受けていた貸付債権のうち謝絶に係る貸付債権の数	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1

## ●金融円滑化法第5条に基づく措置の実施状況

### 1. 貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の額

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(単位：百万円)

	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末
貸出条件の変更等の申込を受けた 貸付債権の額	344	386	388	425	442	524	584	635	635	674
うち、実行に係る貸付債権の額	284	296	338	378	394	435	467	525	565	598
うち、謝絶に係る貸付債権の額	7	7	7	7	7	7	30	30	30	30
うち、審査中の貸付債権の額	12	41	2	0	0	41	46	39	0	5
うち、取下げに係る貸付債権の額	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39

### 2. 貸付けの条件の変更等の申込を受けた貸付債権の数

(債務者が住宅資金借入者である場合)

(単位：件)

	平成22年 12月末	平成23年 3月末	平成23年 6月末	平成23年 9月末	平成23年 12月末	平成24年 3月末	平成24年 6月末	平成24年 9月末	平成24年 12月末	平成25年 3月末
貸出条件の変更等の申込を受けた 貸付債権の数	33	35	36	41	43	51	56	60	60	65
うち、実行に係る貸付債権の数	27	28	30	36	38	44	47	52	54	58
うち、謝絶に係る貸付債権の数	1	1	1	1	1	1	2	2	2	2
うち、審査中の貸付債権の数	1	2	1	0	0	2	3	2	0	1
うち、取下げに係る貸付債権の数	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4



## 地域貢献活動

当金庫では、地域金融機関として、「地域と共に生きる」をテーマに金融サービスの提供を通じ、地元企業の発展や、地域にお住まいの皆様の生活の向上、豊かで活力ある地域社会の実現を願い、商工会議所等各種団体に入会して活動する他、地域のイベント活動や社会福祉活動に参加しています。



チャリティーイベントの実施

### ●6月15日「信用金庫の日」

信用金庫法が公布・施行された日にちなみ、6月15日を「信用金庫の日」として、全店一斉による周辺道路や公共施設のクリーン活動を実施すると共に、営業店ロビーでのお取引先の作品展や、日ごろの感謝を込めて多彩なイベントを催し、明るく親しみやすい窓口でお客様をお迎えしています。



全店一斉クリーン活動



「信用金庫の日」



くらしん健康ウォーク



新春くらしん囲碁好友会大会

### ●イベントの提供

新春に日本棋院のプロ棋士を招き、年4回開催している囲碁大会をはじめ、ゴルフコンペ、健康ウォーク、グラウンドゴルフ大会等のイベントを定期的に提供し、大勢の方々に参加いただいています。

### ●地域の祭りへの積極参加

くらしん打吹まつりでは、職員の「みつぼし踊り」参加により、地域の方々と共に祭りを盛り上げています。また、各地域で行われる行事には支店単位でも積極的に参加しています。



みつぼし踊りに参加





時計塔



のぼり旗

### ● 創立100周年に時計塔を寄贈

当金庫は平成24年4月に創立100周年を迎え、記念事業として8月に倉吉市の琴桜・赤瓦観光バス回転広場に太陽電池式電波時計塔を寄贈しました。

### ● 看護大学誘致をPR

倉吉市内に看護大学を誘致するためのPRとして、「のぼり旗」を当金庫の中部地区全店舗で掲出を行い、誘致運動を盛り上げています。

## 社会福祉活動

地域の社会福祉への貢献活動として、福祉施設等へ新米を寄贈しているほか、歳末助け合い街頭募金を毎年行っております。



福祉施設の清掃活動

### ● 地域の環境美化活動を実施

当金庫西倉吉支店では、平成18年度より、また21年8月より本店営業部でも毎週欠かさず店舗周辺道路の清掃活動を行っております。

さらに、平成21年1月より月に1回、東郷支店が「東郷池を守り育てるアダプトプログラム」に参加し、東郷池周辺の環境美化活動を実施しています。

### ● 新米寄贈

新年を気持ちよく迎えていただくために、毎年福祉施設等に新米を寄贈しています。



新米寄贈

### ● ボランティア活動

ヤングコアでは、毎年中部地区を中心に歳末助け合い募金を行っており、集まった皆様の善意の募金は地元の福祉施設等に寄贈されて地域の皆様のお役に立っています。



募金活動

## 預金業務

種 類	内 容・特 色	預入期間	預入金額	
当座預金	手形や小切手をご利用になれる預金です。会社・商店のお取引に便利です。	出し入れ自由	1円以上	
決済用預金 (無利息型普通預金)	「預金まもるくん」、利息は付きませんが預金保険制度により、ペイオフ解禁後も大切な預金が全額保護されます。	出し入れ自由	1円以上	
普通預金	給与・年金等のお受取りや、公共料金等の自動支払が可能で、キャッシュカードをセットするとさらに便利です。お財布代わりにご利用ください。	出し入れ自由	1円以上	
総合口座	普通預金と定期預金を一冊の通帳にセット。「貯める、使う、借りる、支払う」が一冊の通帳でできます。(個人の方に限定)	出し入れ自由	1円以上	
貯蓄預金	個人の方が対象で普通預金金利より有利な金利が残高金額段階別に適用され、普通預金なみに出し入れ自由です。	出し入れ自由	1円以上	
納税準備預金	納税資金を計画的に準備していただくための預金で、お利息に税金はかかりません。	引き出しは納税時のみ	1円以上	
通知預金	まとまったお金の短期間運用に適しています。	7日以上	5,000円以上	
定期預金	スーパー定期	1,000万円未満の資金の運用に適した定期預金です。個人向けの期間3年以上は、有利な半年複利をご利用いただけます。	1ヵ月以上 5年以内	1,000円以上 1,000万円未満
	変動金利定期預金	預入日から6ヵ月ごとにその時点の金利情勢で金利が変動する定期預金です。個人向けの期間3年は、有利な半年複利をご利用いただけます。	1年、2年、 3年	1,000円以上
	期日指定定期預金	1年複利の有利な定期預金です。1年経過すれば満期日を指定でき、一部引き出しも可能です。	最長3年	1,000円以上 300万円未満
	大口定期預金	大口資金の運用に適した定期預金です。	1ヵ月以上 5年以内	1,000万円以上
財形貯蓄	一般財形預金	貯蓄目的は自由。お利息は課税扱いですが、預金の一部支払いや、財形進学融資等特典があります。	3年以上	1,000円以上
	財形年金預金	老後の資産形成のための預金で、財形住宅預金と合わせて元金550万円までお利息に税金がかかりません。	5年以上	1,000円以上
	財形住宅預金	マイホーム購入、建替資金形成のための預金で、財形年金預金と合わせて元金550万円までお利息に税金がかかりません。	5年以上	1,000円以上
定期積金	将来の目的に合わせて、期間や金額を定めて原則毎月計画的に積み立てていく預金です。3年以上の契約は利回りが高くお得です。	6ヵ月、1年、 2年、3年、4 年、5年	100円以上	

## 営業のご案内

### 金融商品に係る勧誘方針

- 1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
- 2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をしていただくために、当該商品の重要事項について説明をいたします。
- 3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
- 4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
- 5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

## 融資業務

種 類		内容・特色	融資金額	返済期間	
自動車関連	カーライフプラン	新車・中古車の購入資金をはじめ、自動車免許取得費用や車検費用にもご利用いただけます。	500万円以内	8年以内	
	マイカーローン		500万円以内	7年以内	
	目的(マイカー)ローン		500万円以内	7年以内	
教育関連	教育プラン	<p>入学金、授業料等の学校納付金のほか、受験費用、受験旅費、教科書代、下宿代等の費用等にもご利用いただけます。</p> <p>※学資応援団は、当座貸越型の教育ローンです。</p> <p>※教育パックは、50万円までの融資または当座貸越セットのいずれかを追加可能です。</p>	500万円以内	10年以内 (据置期間 4年7ヵ月以内)	
	学資応援団		当貸 100～500万円	8年4ヵ月以内 (当貸最長 4年6ヵ月)	
	教育パック		証貸 500万円以内 当貸 50万円、100万円	証貸 10年以内	
住宅関連	住宅プラン	<p>住宅の新築・購入、住宅用土地購入、住宅のリフォーム、マンションの購入資金等にご利用いただけます。</p> <p>※利率変動周期は3年型、5年型、10年型のうちから選択いただけます。(一部商品は選択いただけません) エコ関連設備も対象となります。</p>	5,000万円以内	35年以内	
	住宅ローン		3,000万円以内	35年以内	
	新型住宅ローン		5,000万円以内	35年以内	
	リフォームローン		1,000万円以内	15年以内	
	無担保借換専用住宅ローン		1,000万円以内	15年以内 (残存期間内)	
	プロテクト・リフォームローン		1,000万円以内	15年以内	
	コンパクトリフォーム・プラン		500万円以内	10年以内	
使途自由	個人ローン	旅行、レジャー、パソコンなどの耐久消費財購入資金として、豊かな暮らし作りのためにご利用ください。	500万円以内	8年以内	
	多目的ローン		300万円以内	5年以内	
	フリーローンモア	お使いみちは自由です。借換資金としてご利用いただけます。	300万円以内	7年以内	
	アシスト	お使いみちは自由です。借換資金としてご利用いただけます。また、事業者の方にもご利用いただけます。	300万円以内	7年以内	
	カードローン	きゃっする300	<p>健康で文化的な生活を営むための資金をカード1枚でいつでもご利用いただけます。</p> <p>※スーパーエリートくんは公務員のお客様専用です。</p>	10～300万円	3年 (原則、自動更新)
		マイプランカード		30万円、50万円	
		スーパーエリートくん		50万円、100万円	

融資業務

営業のご案内

種 類		内 容・特 色	融 資 金 額	返 済 期 間
決 済 機 能 充 実	個人向け 家計まもるくん	ATMによる借入を可能とし、公共料金の口座振替時等に普通預金が残高不足の場合にも自動的に極度額まで貸越することが可能です。生活資金決済用に大変便利です。(随時返済、極度額 20 万円)(ただし、事業用資金は除きます)	20 万円	2 年更新
	事業者向け 経営まもるくん	普通預金セット型の当座貸越(プラス残の時は普通預金口座、マイナス残の時は当座貸越口座)です。 既存の普通預金口座に当座貸越機能をセットし、払戻請求書による極度内の貸越を可能にする他、口座振替時に残高が不足する場合にも自動的に貸越となります。法人または個人事業主(農業経営者を含む)の方が対象です。	1,000 万円	1 年更新
	営農支援ドラフト 豊作	農業経営者(兼業農家含む)専用の当座貸越口座。普通預金に当座貸越がセットされており、利用極度の範囲内で融資が受けられます。営農に必要な運転資金および農業用機械、車輛等の設備資金としてご利用になれます。	500 万円	1 年更新
	農業支援資金 営農まもるくん	普通預金セット型の当座貸越形式の農業支援資金でATMでの利用も可能です。既存の普通預金口座にセットし、飼料、材料代、機械設備等農業を営むための資金として利用でき、また、兼業農家の方で現在お取引の無い場合でも利用できます。	100万円以内	5 年更新

種 類	内 容・特 色
事業用資金 割引手形 手形貸付 証書貸付 当座貸越	鳥取県信用保証協会との提携商品として「くらしんワイドサポートローン」「ビジネスプライムローン」を取り扱っています。また、毎年益年末には皆様のお役に立てるよう「益特別融資」「年末特別融資」も取り扱っております。事業者の方には「事業者カードローン」また、新しい中小企業金融への取り組みとして、TKC 会員税理士会と連携して無担保の「TKCアドバイスローン」、農業経営者(兼業農家含む)の皆様には当座貸越「豊作」「営農まもるくん」をご用意しております。
制度資金 (県・市町村)	企業自立化支援資金・中小企業小口融資・企業立地促進資金・環境産業支援資金・新規参入資金・チャレンジ応援資金等のほか特別対策資金として経営改善対策特別資金等の各種制度融資を取り扱っております。
代理貸付	信金中央金庫・(株)日本政策金融公庫・住宅金融支援機構・雇用能力開発機構・中小企業基盤整備機構・勤労者退職金共済機構・福祉医療機構・商工組合中央金庫などの各代理業務を取り扱っております。

商品利用にあたっての留意事項

- 1. 預金・ローン等の商品には変動金利商品のようにお客様の予想に反して金利が上下するものがございますので、ご利用されるに当たってはそれぞれの商品やサービスの内容を職員にお尋ねいただくなど、よくご確認の上ご利用をお願いします。
- 2. ローンのお申し込みについては、当金庫所定の審査がございます。審査の結果、ご期待にそえない場合がございます。
- 3. ローン等につきましては、ご本人の収入等から無理なくご返済ができるよう計画的なご利用をお勧めいたします。

## その他の業務

- 国内為替業務 送金為替、当座振込および代金取立等を取り扱っております。
- 機能サービス

キャッシュカードサービス	ご利用時間、平日午前8時45分から午後7時まで、休日午前9時から午後5時まで（一部店舗を除く）ご利用できます。全国の都市銀行、地方銀行、労働金庫など（MICS）マークのある金融機関はもちろん、郵便局でもご利用いただけます。また、全国の信用金庫では、「しんぎんゼロネットサービス」により、平日の時間内（8時45分～18時）および土曜日の時間内（9時～14時）は手数料無料にてご利用いただけます。さらに「さんいんネットサービス」の連携により、山陰合同銀行および鳥取・島根両県の信用金庫のATMが平日時間内（9時～18時）は手数料無料でご利用いただけます。（ただし、一部ATMにおきましては手数料のかかる場合がございます。）
給与・年金自動受取	一度の手続きで毎月の給与や賞与、厚生年金、国民年金などがご指定の預金口座に自動的に振り込まれます。
自動支払	電気、電話などの公共料金から税金、各種学校の授業料などをご指定口座から自動的にお支払いいたします。
公金の収納取扱	日本銀行歳入代理店をはじめ地方公共団体の公金取扱業務などを行っており、所得税、法人税、住民税、社会保険料、交通反則金、その他の公金が窓口で払い込みできます。
ATMによる振込	ATM（自動機）で全国の金融機関へお振り込みができます。ATMをご利用になりますと、窓口振込より手数料が安くお振り込みができます。平日15時以降は予約振込もできます。
デビットカードサービス	全国のデビットカード取扱加盟店で商品等を購入される際に、当金庫のキャッシュカードをご利用いただくことで、ご購入代金がお客様の預金口座から即時に引き落とされ、お支払いが完了するサービスです。
エレクトロニックバンキング	全銀一括伝送方式のファームバンキング、インターネットバンキング、ANSER方式のホームバンキングにより、電子取引をご利用いただけます。
しんぎん電子記録債権サービス	しんぎん電子記録債権サービスは、電子記録債権法に基づきでんさいネットを利用して提供する新しい決済サービスです。2008年12月に施行された「電子記録債権法」により創設された、ITを活用した新しい支払い手段で、手形の代替や売掛債権の流動化を図ることで、中小事業者の資金調達の円滑化等が期待されています。電子記録債権は、インターネット（PC）等を通じて、電子記録債権を記録・管理する電子債権記録機関の記録原簿へ電子記録することで、安全・簡易・迅速に、支払いや譲渡等を行うことができます。
テレホンバンキング	ご家庭や外出先で、プッシュ機能付き一般電話、公衆電話からフリーダイヤルで「しんぎん共同コールセンター」にお電話いただければ、自動音声ガイドでお取引口座の「残高照会、入出金明細照会」や「振込、振替」ができるサービスです。（振込、振替は申込が必要です。）
しんぎん携帯電子マネーチャージサービス	携帯電話からの操作で、キャッシュカード発行済みの当金庫普通預金（総合口座・無利息型を含む）から出金し、プリペイド型電子マネー「E d y（エディ）」を携帯電話へチャージ（入金）するサービスです。チャージした「E d y」は全国のE d y加盟店でご利用いただけます。
クレジットカード	しんぎんVISA、しんぎんJCBなどのクレジットカードのお取り扱いを行っています。
夜間金庫	営業時間を過ぎても毎日の売上金をその日の内にお預かり致します。
外国通貨両替	米ドルの両替を取扱っています。外国旅行、貿易などにご利用下さい。
外貨宅配サービス	三井住友銀行提供による外貨宅配サービスをお取り扱いしています。インターネットから受付が可能で、外国紙幣の種類は32通貨、旅行小切手の種類は6通貨をお取り扱いしています。
国債窓口販売	長期利付国債などの窓口販売を行っています。
鳥取県収入証紙取扱	鳥取県の収入証紙が当金庫の窓口でお求めになれます。
クレジットカードキャッシングサービス	金融機関系・流通信販系クレジットカードによるキャッシングサービスを行っています。

## ●保険窓販業務

生命保険窓口販売	しんぎんらifu年金F一時払い型／積立型	災害死亡給付金付個人年金保険です。老後の生活資金を計画的に準備できます。
	がん保険 Days（デイズ）	診断時・治療時の保障内容が充実したがん保険です。
	&LIFE 新医療保険α 医療保険新 EVER	病気やケガをされた場合の保障が付いた医療保険です。
	終身保険 WAYS &LIFE 終身保険	将来の万が一のために死亡保障に備える保険です。
損害保険窓口販売	火災保険・債務返済支援保険・積立傷害保険・傷害保険の取り扱いを行っています。	

## 各種手数料

(平成25年6月30日現在)

### ●為替手数料

代金取立	同一手形交換地域内(手形のみ)		210円		
	当金庫本支店		420円		
他行庫宛	集手扱(普通扱)	現金	525円		
		振替	840円		
窓口振込手数料	当金庫本支店	会員	現金	315円	
			振替	3万円以上	210円
				3万円未満	105円
		非会員	現金	525円	
			振替	3万円以上	420円
				3万円未満	210円
	当金庫同一店内	会員	現金	315円	
			振替	3万円以上	105円
				3万円未満	52円
		非会員	現金	525円	
			振替	3万円以上	420円
				3万円未満	210円
他行庫宛	会員	現金	840円		
		振替	3万円以上	735円	
			3万円未満	525円	
	非会員	現金	1,050円		
		振替	3万円以上	840円	
			3万円未満	630円	
ATM振込手数料	当金庫本支店	現金	3万円以上 315円 3万円未満 210円		
		振替	無料		
	当金庫同一店内	現金	3万円以上 315円 3万円未満 210円		
		振替	無料		
	他行庫宛	会員	現金	3万円以上 735円 3万円未満 525円	
			振替	3万円以上 420円 3万円未満 210円	
				非会員	現金
		振替	3万円以上 630円 3万円未満 420円		
			為替自動振込		当金庫本支店宛
		当金庫同一店内		52円	
	他行庫宛	420円			
	個人インターネットバンキング	当金庫本支店宛	無料		
当金庫同一店内		無料			
他行庫宛		210円			
法人IBFB・HB	当金庫本支店	3万円以上	105円		
		3万円未満	52円		
FD・MT持込処理手数料	他行庫宛	3万円以上	630円		
		3万円未満	420円		
	当金庫同一店内	無料			

●上記手数料には消費税を含んでいます

### ●両替手数料

両替手数料	お取扱い枚数	1～49枚	無料
		50～500枚	210円
		501～1,000枚	525円
		1,001枚以上	1,050円

●上記手数料には消費税を含んでいます

### ●住宅ローン取扱手数料

融資事務手数料	31,500円
任意繰上完済手数料	5,250円
条件変更手数料	5,250円

●上記手数料には消費税を含んでいます

### ●個人情報開示手数料

「個人情報開示依頼書」による法律に基づく情報開示	1請求につき	1,050円
--------------------------	--------	--------

●上記手数料には消費税を含んでいます

### ●取引履歴照会手数料

「取引履歴照会依頼書」によるご本人さまの過去10年間までの取引内容の開示	出力帳票1枚につき	50円
--------------------------------------	-----------	-----

●別途、消費税が必要です

### ●電子記録債権サービス手数料

基本料(月)	債務者利用(※注)	1,050円
	受取・譲渡のみ利用	無料
発生記録(債務者請求方式)	当庫宛	210円
	他行庫宛	210円
発生記録(債権者請求方式)	当庫宛	210円
	他行庫宛	210円
譲渡記録	当庫宛	210円
	他行庫宛	210円
分割記録	当庫宛	210円
	他行庫宛	210円
保証記録		210円
変更記録	オンライン	210円
	書面	2,100円
支払等記録	口座間送金決済以外	210円
割引実行		525円
口座間送金決済		無料
入金	でんさい受取	無料
窓口事務代行		1,050円
開示請求		3,150円
支払不能情報照会		3,150円
残高証明書発行	都度発行方式	4,200円

※注：法人IBフルサービス利用者は無料です

●上記手数料には消費税を含んでいます

## 相談業務

### ●相談業務

毎月1回、各分野における当金庫顧問の先生にお客様が直接ご相談いただくことができます。相談料は無料となっておりますので、お取引の営業店を通じてお気軽にご利用下さい。

法律相談	複雑化する社会にあって法律上の困り事相談を承ります。
税務相談	贈与、相続、譲渡など税金について何でもご相談下さい。
年金相談	新しく年金を受け取る方は手続きをどうしたらよいかお悩みではありませんか？また年金のもらい忘れをしている場合もあります。年金について何でもご相談下さい。

# 資料編

## CONTENTS

■ 業績の概況	38
■ 主要な経営指標の推移	39
■ 報酬体系について	39
■ 業績・財務諸表	
貸借対照表	40
損益計算書	41
剰余金処分計算書	42
外部監査制度	42
貸借対照表の注記	43
主要な業務の状況を示す指標	47
会員数・出資金	48
職員の状況	48
■ 営業の状況	
預金に関する指標	49
貸出金等に関する指標	50
有価証券に関する指標	52
リスク管理債権の状況	55
金融再生法開示債権	57
■ くらしんのあゆみ	58
■ 店舗一覧	60

# 平成24年度業績の概況

当金庫は、平成24年4月1日より平成27年3月31日までの3カ年を「第2次くらしん「つなぐ力」発揮」3カ年計画に基づいて諸施策を展開しております。

3カ年計画の基本方針を(1)地域密着型金融の強化、(2)独自性の更なる発揮、(3)持続性のある経営の確立と定めました。この事により、会員顧客良し、地域社会良し、くらしん良しの「三方良し経営」の展開を図ることで、計画理念にある地域信用金庫ならではの人間尊重に基づく豊かな協創社会の実現が図れるものと確信しております。

3カ年事業計画の骨子として、第1にコンプライアンスの一層の強化(法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢、個人情報管理、反社会的勢力対応等)、第2に経営の健全性確保(ガバナンスの強化、自己資本の充実、健全性の強化、リスク管理態勢の強化、情報開示)、第3に地域に貢献する役割を果たす(事業再生、経営改善、事業継承支援などコンサルティング機能強化、信金中央金庫、地方公共団体、商工会議所等外部機関との連携)、第4に人材育成の積極的な取り組みを掲げ、持続的発展を目指す経営基盤強化を図る為、法令等遵守態勢及び経営管理態勢の確立と強化に全力で取り組んでおります。

資産の自己査定を行うに当たり、償却・引当基準を基にリスクの程度に応じた適正な償却・引当を行うことを第一に取り組みました。

1. 正常先債権、要注意先債権については、過去の一定期間における各々の貸倒実績率に基づき引当をする。
2. 破綻懸念先債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能と認められる額を減算し、残額(Ⅲ分類)のうち必要額を個別評価による貸倒引当金として計上する。
3. 実質破綻先および破綻先に対する債権については、個別債務者ごとにⅢ分類、Ⅳ分類とされた債権額全額を予想損失額として個別評価による貸倒引当金を計上するか、直接償却(部分直接償却含む)する。

上記の方針により償却・引当をしていきますが、経営の健全化を目指して、債権保全強化、不良債権の整理回収促進を進めると共に取引先企業の経営改善指導強化による債権の正常化に努めました。

平成24年度の日本経済は、東日本大震災からの復旧・復興の本格化という牽引力が見込まれ、再生への期待が高まるなかでのスタートとなりました。しかしながら、欧州・ユーロ圏を起点とした海外経済の減速や歴史的な円高の定着など下押し圧力の増大から、月を追うごとに想定外の悪い事象が増えて、景気の向きは一転暗いムードが広がりそのまま下り坂となりました。欧州債務危機は未だに収束せず、外部環境の想定を上回る悪化を要因に輸出や生産は減退、9月以降は中国の反日デモの影響も加わりマイナス幅は一段と拡大、輸出の不振から個人消費や設備投資等もその煽りを受けることとなり、下押し圧力の増大は厳しい景気展開へと繋がりました。

こうした状況に対し、日本政府は日本経済再生に向けて、大胆な金融緩和、機動的な財政出動、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」により、長引く円高・デフレ不況から脱却し、雇用や所得の拡大を目指し、平成25年1月に「日本経済再生に向けた緊急経済対策」を策定、公共投資が拡大するなど公的需要の増加が見込まれ、円安、株価の上昇などから消費者マインドは改善しており、足元にかけて持ち直しの動きがでていきます。しかしながら、海外経済の下振れ要因の存在や、日本経済には、震災からの復旧・復興に加えて、巨額の財政赤字、社会保障制度の再構築といった中長期的課題も引き続き重くのしかかっており、先行きへの不透明感は拭えない状況となっています。

このような景況感の中で、鳥取県中部の経済環境は一部期待感もあるものの、決して予断の許されない厳しい環境に変わりはありません。我々の主要取引先である中小零細企業の多くは、業者間競争も激しさを増し、売上高の減少や販売価格の低迷は経費削減の許容を超え、収益の確保が厳しい経営環境が続いています。地域の構造的な問題等も加わり、地域経済の低迷から依然脱却できず、新たな地域経済活性化への活路が望まれる現状にあります。

このような厳しい諸環境のもと、鳥取県中部地区を主たる経営基盤とする唯一の金融機関として、コンサルティング機能の発揮、金融円滑化対応等、地域に貢献する役割として、当金庫の経営理念であります「地元と共に生きる」という言葉を再認識した平成24年度でありました。

このような厳しい経営環境のもと、地域から選ばれる「くらしん」を目指し、確固たる経営基盤の確立に取り組みましたが、次のような業績となりました。

預金積金は、長引く景気の低迷や取引企業の業績不振等厳しい環境下において、個人預金は、地域の皆様との絆を深めることを基本とし

て、年金、給振、公共料金の自振等の家計メイン化推進への取り組み、法人預金においては決済資金の取り込みに努め、低コスト資金である流動性預金は1,286百万円増となり、平成24年度期末預金積金残高は前年比433百万円増(0.60%増)の71,484百万円となりました。(期中平残70,815百万円 増加額43百万円 0.06%増)

貸出金は、上記景況感を反映して、公共投資の減少、設備投資の減退、個人消費の低迷、雇用・所得環境の悪化など企業、家計を取り巻く環境は厳しく、資金需要が引続き減少する中で、地方公共団体融資にも取り組み、また、農業者向け資金に対し積極的に推進し、平成24年度期末貸出金残高は前年比74百万円増(0.18%増)の40,479百万円となりました。(期中平残40,003百万円 減少額101百万円 0.25%減)

余資運用は、安全性、収益性の確保を基本方針として、預け金においては、系統預金である信金中央金庫のほか日本銀行預け金を中心に、有価証券は、価格変動・為替リスク・金利リスク等に配慮した運用を行いました。その結果、預け金の期末残高は、1,704百万円減(6.58%減)の24,182百万円、有価証券の期末残高は、2,459百万円増(31.67%増)の10,221百万円となりました。

損益収支は、地区内の景気低迷が続く中、小口事業者・営農貸融資、個人ローン、地方公共団体融資に取り組みましたが、貸出金は平残で101百万円減、貸出金利回りの低下もあり貸出金利息収入が減少、加えて余資運用も低調に推移した結果、経常収益は前年比112百万円減(7.10%減)の1,476百万円となりました。

一方で、資金調達費用が減少したことに加え、有価証券市場が改善したことによりその他業務費用が減少、経常費用は前年比162百万円減(10.91%減)の1,324百万円となり、経常利益は前年比49百万円増(47.80%増)の152百万円を計上し、当期純利益は前年比53百万円増(57.56%増)の146百万円となりました。

なお、金融再生法における開示債権は前年比174百万円減少し3,444百万円となり、総与信額に占める割合は8.32%で0.46ポイント減少しました。企業体力を示す自己資本比率は、10.99%(前年比0.47ポイント増)となり、期末の会員数は18,995人(前年比156人減)となりました。

昨年の政権交代による期待感の高まりから、円安、株高、消費マインドの好転が報じられますが、恩恵を受けているのはまだ一部に過ぎません。当地域では、大多数の中小零細業者並びに住民にとっては、来年度の消費税の増税予定を含めて考えれば厳しい局面も予想されますし、地域が内包する少子高齢化や人口減少、非正規職員の増加等の構造的な課題からも先行きに不透明感がある現状であります。それだけに、くらしんの創業の原点として企業理念に明示してある「相互扶助」「地域と共存共栄」という「使命感」を再認識し、「役割を果たす」という責任の重さを自覚し、真正面から問題・課題に取り組む姿勢であります。平成25年3月31日、中小企業金融円滑化法の期限は到来となりましたが、円滑化法の精神は、当金庫が創業以来、正に100年間実践していることであり、我々はその精神をより深化させ、一層の役割を果たしていく責務があります。そのため、この地において小さくともキラリと輝く信金であり、創立100周年で培った独立独歩の体質を確立し、地域から信頼を受け同時に期待に応える金融機関として、平成24年4月からは第2次くらしん「つなぐ力」発揮3カ年計画を策定し取り組んでおります。

本計画の目的は、当金庫が持つ「つなぐ力」をさらに進化させ、会員を始め地域の様々なステークホルダー(「会員」「総代」「外郭団体」「地域の様々な人、団体」「職員」と)との連携を一段と強化し、100周年を次のステップへ繋げることで、地域の持続的発展を目指すことにあります。

計画の基本方針としては、法令等遵守態勢、顧客保護等管理態勢の堅持、個人情報管理、反社会的勢力対応等へ一層の充実と強化を図ること。また、長期的展望に立ったガバナンスの強化、自己資本の充実、健全性の強化、リスク管理態勢の強化に取り組むこと。金融円滑化法の期限到来後の対応として、事業再生、経営改善、事業継承支援などコンサルティング機能強化等地域金融の円滑化に取り組むと同時に、つなぐ力を発揮して外部機関との連携を深め、事業者(農家含む)・個人家庭も含めて地元金融機関の役割を果たすこと。更に人材育成を重要課題と位置づけ、現場でのOJTと外部・内部研修、通信教育、各資格取得試験等を実践し、顧客満足度の充実を図ることにあります。このことから、「健全性確保」「経営体質強化(収益力向上)」「地域貢献」を経営目標と位置づけ、諸施策を実行するものですが、本計画を達成するためには、役職員全員が同じ志を持ち、実践力を発揮することが必要であり、役職員一丸となって取り組んで参ります。



## 直近5年間の主要な経営指標の推移

科 目	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
経常収益	1,688,597 千円	1,754,289	1,535,270	1,589,312	1,476,366
経常利益 (又は経常損失(△))	54,018 千円	151,132	190,464	103,059	152,331
当期純利益 (又は当期損失(△))	132,967 千円	162,930	206,919	92,747	146,140
出資総額	622 百万円	631	639	644	646
出資総口数	12,450 千口	12,637	12,795	12,881	12,923
純資産額	2,035 百万円	2,635	2,796	2,967	3,245
総資産額	74,201 百万円	76,199	76,196	76,269	77,052
預金積金残高	69,462 百万円	70,670	70,846	71,051	71,484
貸出金残高	38,917 百万円	40,080	40,265	40,405	40,479
有価証券残高	13,478 百万円	9,747	11,698	7,762	10,221
単体自己資本比率	8.34 %	9.26	10.17	10.52	10.99
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	2.00 円	2.00	2.00	2.00	2.00
役員数	13 人	12	12	13	12
うち常勤役員数	6 人	5	5	6	5
職員数	88 人	88	80	73	77
会員数	19,383 人	19,348	19,235	19,151	18,995

(注)「単体自己資本比率」は、信用金庫法第89条第1項において準ずる銀行法第14条の2の規程に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。

## 報酬体系について

### 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

#### (1) 報酬体系の概要

##### 【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

##### 【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰労金の支払いに関して、主として次の事項を規程で定めております。

- a. 決定方法 b. 支払手段 c. 決定時期と支払時期

(2) 平成24年度における対象役員に対する報酬等の支払総額は66百万円となっております。

(注) 1. 対象役員に該当する理事は5名、監事は1名です(期中に退任にした者を含む)。

2. 上記の支払総額は、「基本報酬」56百万円、「退職慰労金」10百万円となっております。

「退職慰労金」は、当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の額です。

(3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありませんでした。

### 2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、平成24年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含まれております。

2. 「同等額」は、平成24年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 平成24年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

# 業績・財務諸表

## 貸借対照表

### (資産の部)

(単位：百万円)

科 目	平成 23 年度	平成 24 年度
現金	1,313	1,167
預け金	25,886	24,182
有価証券	7,762	10,221
国債	573	1,400
地方債	1,621	1,941
社債	4,102	5,446
株式	239	234
その他の証券	1,224	1,199
貸出金	40,405	40,479
割引手形	752	640
手形貸付	2,226	2,011
証書貸付	34,033	33,848
当座貸越	3,392	3,977
その他資産	399	408
未決済為替貸	12	17
信金中金出資金	240	240
前払費用	2	2
未収収益	136	128
その他の資産	8	19
有形固定資産	776	757
建物	213	202
土地	513	513
リース資産	3	1
その他の有形固定資産	46	41
無形固定資産	14	14
ソフトウェア	11	11
その他の無形固定資産	2	2
繰延税金資産	109	61
債務保証見返	653	788
貸倒引当金	△ 1,051	△ 1,029
(うち個別貸倒引当金)	(△ 945)	(△ 956)
資産の部合計	76,269	77,052

### (負債及び純資産の部)

(単位：百万円)

科 目	平成 23 年度	平成 24 年度
預金積金	7,1051	71,484
当座預金	1,165	1,429
普通預金	17,903	19,108
貯蓄預金	321	272
通知預金	229	75
定期預金	48,475	47,543
定期積金	2,715	2,792
その他の預金	241	262
借入金	1,049	996
借入金	1,049	996
その他負債	205	208
未決済為替借	18	21
未払費用	119	101
給付補填備金	5	4
未払法人税等	2	1
前受収益	14	12
職員預り金	16	21
リース債務	3	1
その他の負債	25	43
賞与引当金	27	28
退職給付引当金	166	137
役員退職慰労引当金	62	73
偶発損失引当金	11	15
睡眠預金払戻損失引当金	1	3
再評価に係る繰延税金負債	71	71
債務保証	653	788
負債の部合計	73,301	73,807
出資金	644	646
普通出資金	644	646
利益剰余金	2,150	2,270
利益準備金	639	644
その他利益剰余金	1,510	1,626
特別積立金	1,362	1,422
(目的積立金)	(10)	(-)
当期末処分剰余金	148	204
会員勘定合計	2,794	2,917
その他有価証券評価差額金	△ 7	147
土地再評価差額金	180	180
評価・換算差額等合計	172	328
純資産の部合計	2,967	3,245
負債及び純資産の部合計	76,269	77,052

●記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しています。

# 業績・財務諸表

## 損益計算書

(単位：千円)

科 目	平成 23 年度	平成 24 年度
<b>経常収益</b>	<b>1,589,312</b>	<b>1,476,366</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>1,363,759</b>	<b>1,302,988</b>
貸出金利息	1,154,181	1,129,429
預け金利息	52,515	51,749
有価証券利息配当金	129,837	95,279
その他の受入利息	27,224	26,530
<b>役務取引等収益</b>	<b>101,697</b>	<b>95,738</b>
受入為替手数料	48,220	47,026
その他の役務収益	53,476	48,712
<b>その他業務収益</b>	<b>103,287</b>	<b>21,210</b>
外国為替売買益	35	77
国債等債券売却益	95,671	13,384
国債等債券償還益	11	79
その他の業務収益	7,568	7,668
<b>その他経常収益</b>	<b>20,568</b>	<b>56,428</b>
償却債権取立益	18,046	20,889
株式等売却益	456	11,677
その他の経常収益	2,066	23,862
<b>経常費用</b>	<b>1,486,253</b>	<b>1,324,034</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>85,949</b>	<b>68,026</b>
預金利息	67,550	50,861
給付補填備金繰入額	2,206	1,702
借用金利息	16,077	15,345
その他の支払利息	115	118
<b>役務取引等費用</b>	<b>122,768</b>	<b>125,974</b>
支払為替手数料	13,321	13,129
その他の役務費用	109,446	112,844
<b>その他業務費用</b>	<b>195,059</b>	<b>61,595</b>
国債等債券償還損	241	23,632
国債等債券償却	194,576	37,820
その他の業務費用	241	142
<b>経費</b>	<b>972,712</b>	<b>926,667</b>
人件費	558,938	547,384
物件費	398,531	365,157
税金	15,243	14,125
<b>その他経常費用</b>	<b>109,763</b>	<b>141,770</b>
貸倒引当金繰入額	39,447	27,800
貸出金償却	49,676	84,761
株式等売却損	2,012	1,525
株式等償却	9,994	-
その他の経常費用	8,632	27,682
<b>経常利益</b>	<b>103,059</b>	<b>152,331</b>

(単位：千円)

科 目	平成 23 年度	平成 24 年度
<b>特別利益</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>特別損失</b>	<b>86</b>	<b>17</b>
固定資産処分損	86	17
<b>税引前当期純利益</b>	<b>102,973</b>	<b>152,313</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>1,745</b>	<b>1,745</b>
<b>法人税等調整額</b>	<b>8,480</b>	<b>4,427</b>
<b>法人税等合計</b>	<b>10,225</b>	<b>6,172</b>
<b>当期純利益</b>	<b>92,747</b>	<b>146,140</b>
<b>繰越金（当期首残高）</b>	<b>55,996</b>	<b>48,724</b>
<b>周年記念積立金取崩額</b>	<b>-</b>	<b>10,000</b>
<b>当期末処分剰余金</b>	<b>148,744</b>	<b>204,865</b>

- (注) 1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。  
2. 出資 1 口当たりの当期純利益は、11 円 32 銭であります。

# 業績・財務諸表

## 剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	平成 23 年度	平成 24 年度
当期末処分剰余金	148,744	204,865
剰余金処分別	100,020	157,919
利益準備金	4,315	2,115
出資に対する配当金	25,705	25,804
(配当率)	(年 4%)	(年 4%)
特別積立金	70,000	130,000
繰越金 (当期末残高)	48,724	46,945

●記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

## 外部監査制度

当金庫は、信用金庫法第 38 条の 2 第 3 項の規定に基づき、経営の健全性と透明性を高めるため、外部監査人である新日本有限責任監査法人との間で監査契約を締結し監査体制の強化を図っております。

当年度の新日本有限責任監査法人による監査報告書で、いずれも正しく処理され適正であるとの評価をいただきました。

平成 24 年度における貸借対照表、損益計算表及び剰余金処分計算書 (以下、「財務諸表」という。) の適正性、及び財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認しております。

平成 25 年 6 月 26 日  
倉吉信用金庫  
理 事 長

谷 岡 忠 乾 



## 貸借対照表の注記

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
 

建物	耐用年数 3年～39年
その他	耐用年数 2年～45年

 （会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）  
 当金庫は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。これにより、従来の方法に比べて、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ0百万円増加しております。
- 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間（2年～5年）に基づいて償却しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。
- 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。
 

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,921百万円であります。
- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
- 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、「退職給付会計に関する実務指針」（中間報告）（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
 

なお、会計基準変更時差異（458百万円）については、15年による按分額を費用処理しております。

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

  - 制度全体の積立状況に関する事項
 

（平成24年3月31日現在）	
年金資産の額	1,386,363百万円
年金財政計算上の給付債務の額	1,645,902百万円
差引額	△259,538百万円
  - 制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合  
（自平成24年3月1日至平成24年3月31日）  
0.0667%
  - 補足説明  
上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高240,975百万円及び繰越不足金18,562百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間16年10ヵ月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の計算書類上、特別掛金13百万円を費用処理しています。また、年金財政計算上の繰越不足金18,562百万円については、財政再計算に基づき、必要に応じて特別掛金率を引き上げる等の方法により処理されることとなります。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乗じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。
- 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
- 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
- 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
- 消費税及び地方消費税の会計処理は税込方法を採用しています。
- 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額281百万円
- 有形固定資産の減価償却累計額1,307百万円
- 貸借対照表に計上した固定資産のほか、電子計算機及びATM機・TM機等については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。
- 貸出金のうち、破綻先債権額は325百万円、延滞債権額は2,922百万円であります。

# 業績・財務諸表

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

19. 貸出金のうち、3ヵ月以上延滞債権額は該当ございません。なお、3ヵ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
20. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は191百万円であります。なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しないものであります。
21. 破綻先債権額、延滞債権額、3ヵ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は3,439百万円であります。なお、18. から21. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
22. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものとして会計処理した貸出金の元本の事業年度末残高の総額は、174百万円であります。
23. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形及び荷付為替手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は640百万円であります。
24. 担保に供している資産は次のとおりであります。  
担保に供している資産  
定期預け金 1,090百万円  
担保資産に対応する債務  
借入金 988百万円  
上記のほか、為替決済、公金取引等の取引の担保として有価証券105百万円及び定期預け金1,506百万円を差し入れております。
25. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。  
再評価を行った年月日 平成11年3月31日  
同法律第3条第3項に定める再評価の方法  
土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第5号に定める方法(不動産鑑定士による鑑定評価)に基づいて、算出しております。  
同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 231百万円
26. 出資1口当たりの純資産額251円12銭
27. 金融商品の状況に関する事項  
(1) 金融商品に対する取組方針  
当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

- (2) 金融商品の内容及びそのリスク  
当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。  
また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。  
これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。  
一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスク及び金利の変動リスクに晒されております。
- (3) 金融商品に係るリスク管理体制  
①信用リスクの管理  
当金庫は、ローン事業管理諸規程及び信用リスクに関する管理諸規定に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。  
これらの与信管理は、各営業店のほか信用リスク担当部署(審査部及び資産管理部)により行われ、また、定期的に経営陣による統合的リスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。  
さらに、与信管理の状況については、監査部がチェックしております。  
有価証券の発行体の信用リスクに関しては総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。
- ②市場リスクの管理  
(i) 金利リスクの管理  
当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。  
ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、ALM委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。  
日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、99%1%方式(ラダー方式)等によりモニタリングを行い、月次ベースで理事会に報告しております。
- (ii) 為替リスクの管理  
当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。
- (iii) 価格変動リスクの管理  
有価証券を含む市場運用商品の保有については、統合的リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、有価証券運用規程に従い行われております。  
このうち、総務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。  
総務部で保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、市場環境や保有先の財務状況などをモニタリングしております。  
これらの情報は総合企画部を通じ、理事会及び統合的リスク管理委員会において定期的に報告されております。

DATA

# 業績・財務諸表

## (iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99パーセンタイル値を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を(固定金利群と変動金利群に分けて、)それぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定した場合の99パーセンタイル値を用いた時価は、82百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

### ③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明  
金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

## 28. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります(時価等の算定方法については(注1)参照)。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含まれておりません((注2)参照)。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

(単位:百万円)

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金 (*1)	24,182	24,224	42
(2) 有価証券	10,173	10,237	64
満期保有目的の債券	1,310	1,374	64
その他有価証券	8,862	8,862	—
(3) 貸出金 (*1)	40,479		
貸倒引当金 (*2)	△1,022		
	39,456	40,057	601
金融資産計	73,812	74,520	707
(1) 預金積金 (*1)	71,484	71,495	11
(2) 借入金 (*1)	996	1,065	69
金融負債計	72,480	72,561	80

(\*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれております。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

## (注1) 金融商品の時価等の算定方法

### 金融資産

#### (1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利(スワップ金利)で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

#### (2) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格等によっております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については29. から31. に記載しております。

#### (3) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額(貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利(スワップ金利)で割り引いた価額  
なお、約定期間が短期間の場合は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

### 金融負債

#### (1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。その割引率は市場金利(スワップ金利)を用いております。

#### (2) 借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を市場金利(スワップ金利)で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式(*1)	37
組合出資金(*2)	11
合 計	48

(\*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしていません。

(\*2) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしていません。

# 業績・財務諸表

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金	8,706	5,150	—	—
有価証券	1,146	4,389	3,372	925
満期保有目的の債券	55	170	462	625
その他の有価証券のうち満期があるもの	1,091	4,219	2,910	300
貸出金(※)	6,803	12,452	8,733	7,023
合計	16,655	21,991	12,105	7,948

(※) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金	35,832	13,346	12	370
借入金	105	272	548	69
合計	35,937	13,618	560	439

29. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、31. まで同様であります。

満期保有目的の債券 (単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借 対照表計上 額を超えるもの	国債	100	106	6
	地方債	75	77	2
	短期社債	—	—	—
	社債	535	571	36
	その他	600	618	18
	小 計	1,310	1,374	64
時価が貸借 対照表計上 額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	—	—	—
合計		1,310	1,374	64

その他の有価証券 (単位：百万円)

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えるもの	株式	92	71	20
	債券	7,358	7,182	175
	国債	1,100	1,079	20
	地方債	1,866	1,799	66
	短期社債	—	—	—
	社債	4,391	4,303	88
	その他	179	137	41
	小 計	7,630	7,392	238
貸借対照表 計上額が取得 原価を超えないもの	株式	104	125	△21
	債券	719	719	△0
	国債	199	199	△0
	地方債	—	—	—
	短期社債	—	—	—
	社債	519	519	△0
	その他	408	433	△25
	小 計	1,232	1,279	△46
合計		8,862	8,671	191

30. 当事業年度中に売却したその他有価証券 (単位：百万円)

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	36	11	—
債券	217	13	—
国債	—	—	—
地方債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社債	217	13	—
その他	—	—	—
合計	253	25	—

31. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券(時価を把握することが極めて困難なものを除く)のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当事業年度における減損処理額は、37百万円(うち、その他37百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、また下落率が30%以上50%未満であっても、過去の時価動向及び発行会社の業績財務状況の推移等を検討し回復の見込みが認められないと判断した場合であります。

32. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。

これらの契約に係る融資未実行残高は19,911百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のものが9,775百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。

これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徵求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

33. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
繰越欠損金	48百万円
個別貸倒引当金、貸出金償却	1,002百万円
賞与引当金	8百万円
退職給付引当金	37百万円
役員退職慰労引当金	20百万円
その他	137百万円
繰延税金資産小計	1,256百万円
評価性引当額	△1,151百万円
繰延税金資産合計	104百万円
繰延税金負債	
その他の有価証券評価差額金	43百万円
繰延税金負債合計	43百万円
繰延税金資産の純額	61百万円



# 業績・財務諸表

## 主要な業務の状況を示す指標

### ●業務粗利益及び業務粗利益率

(単位：千円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
<b>資金運用収支</b>	1,237,820	1,277,809	1,234,961
資金運用収益	1,363,152	1,363,759	1,302,988
資金調達費用	125,331	85,949	68,026
<b>役員取引等収支</b>	△ 3,352	△ 21,070	△ 30,236
役員取引等収益	103,303	101,697	95,738
役員取引等費用	106,655	122,768	125,974
<b>その他の業務収支</b>	53,085	△ 91,772	△ 40,384
その他業務収益	54,962	103,287	21,210
その他業務費用	1,877	195,059	61,595
<b>業務粗利益</b>	1,287,552	1,164,966	1,164,340
<b>業務粗利益率</b>	1.73%	1.57%	1.57%

(注) 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

### ●資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り

(単位：平均残高・百万円 利息・百万円)

区 分		平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
資金運用勘定	平均残高	74,382	74,173	74,094
	利息	1,363	1,363	1,302
	利回り	1.83%	1.83%	1.75%
	貸出金	39,916	40,104	40,003
	利息	1,138	1,154	1,129
	利回り	2.85%	2.87%	2.82%
預け金	23,265	22,578	25,248	
利息	64	52	51	
利回り	0.27%	0.23%	0.20%	
金融機関貸付等	平均残高	—	—	—
利息	—	—	—	
利回り	—	—	—	
有価証券	平均残高	10,959	11,249	8,601
利息	133	129	95	
利回り	1.22%	1.15%	1.10%	
その他	平均残高	240	240	240
利息	25	27	26	
利回り	10.74%	11.31%	11.02%	
資金調達勘定	平均残高	71,923	71,856	71,852
	利息	125	85	68
	利回り	0.17%	0.11%	0.09%
	預金積金	70,825	70,772	70,815
	利息	109	69	52
	利回り	0.15%	0.09%	0.07%
譲渡性預金	平均残高	—	—	—
利息	—	—	—	
利回り	—	—	—	
借入金	平均残高	1,067	1,058	1,012
利息	16	16	15	
利回り	1.51%	1.51%	1.51%	
その他	平均残高	30	24	24
利息	0	0	0	
利回り	0.47%	0.46%	0.47%	

(注) 資金運用勘定は、無利息預け金の平均残高(22年度該当無し、23年度該当無し、24年度該当無し)を控除して表示しております。

# 業績・財務諸表

## ●利鞘

(単位：%)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
資金運用利回り	1.83	1.83	1.75
資金調達原価率	1.56	1.45	1.36
総資金利鞘	0.26	0.38	0.38

- (注) 1. 資金運用利回りは、資金運用から生じた受入利息収益等を資金運用勘定平均残高で除して計算します。  
 2. 資金調達原価率は、資金調達から発生する支払利息費用等に経費を加算し、これを資金調達勘定の平均残高で除して計算します。  
 3. 総資金利鞘は、資金運用利回りから資金調達原価率を差し引いたもので、金融機関の収益性を見る重要な指標です。

## ●受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

	平成 23 年度			平成 24 年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
<b>受取利息</b>	6,995	△ 7,739	△ 744	△ 27,260	△ 32,816	△ 60,076
うち貸出金	5,364	10,022	15,386	△ 2,907	△ 21,845	△ 24,752
うち預け金	△ 1,910	△ 10,262	△ 12,172	6,210	△ 6,976	△ 766
うち金融機関貸付等	—	—	—	—	—	—
うち商品有価証券	—	—	—	—	—	—
うち有価証券	3,541	△ 7,499	△ 3,958	△ 30,563	△ 3,995	△ 34,558
<b>支払利息</b>	△ 218	△ 39,135	△ 39,353	△ 657	△ 17,268	△ 17,925
うち預金積金	△ 82	△ 39,195	△ 39,277	42	△ 17,235	△ 17,193
うち譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	△ 136	60	△ 76	△ 699	△ 33	△ 732
うちコマース・ペーパー	—	—	—	—	—	—

## ●総資産経常利益率

(単位：%)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
総資産経常利益率	0.25	0.13	0.20

(注) 総資産経常利益率 = 経常利益 ÷ 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100

## ●総資産当期純利益率

(単位：%)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
総資産当期純利益率	0.27	0.12	0.19

(注) 総資産当期純利益率 = 当期純利益 ÷ 総資産 (債務保証見返を除く) 平均残高 × 100

## 会員数・出資金

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
会員数 (人)	19,235	19,151	18,995
出資金 (百万円)	639	644	646
口数 (百万口)	12	12	12
出資配当率 (%)	4.00	4.00	4.00

## 職員の状況

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
職員総数 (人)	80	73	77
うち男子	66	61	62
女子	14	12	15

# 営業の状況

## 預金に関する指標

### ●預金・譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	平均残高	構成比
流動性預金	19,044	26.8%	19,212	27.1%	19,556	27.6%
うち有利息預金	17,863	25.2%	17,200	24.3%	16,879	23.8%
定期性預金	51,597	72.8%	51,379	72.5%	51,084	72.1%
うち固定金利定期預金	49,074	72.8%	48,848	69.0%	48,346	68.2%
うち変動金利定期預金	29	0.0%	29	0.0%	28	0.0%
その他	182	0.2%	180	0.2%	174	0.2%
計	70,825	100.0%	70,772	100.0%	70,815	100.0%
譲渡性預金	—	—	—	—	—	—
合計	70,825	100.0%	70,772	100.0%	70,815	100.0%

(注) 1. 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2. 定期性預金＝定期預金＋定期積金

固定自由金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する自由金利定期預金

変動自由金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する自由金利定期預金

### ●定期預金残高

(単位：百万円)

	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
	残高	構成比	残高	構成比	残高	構成比
定期預金	48,745	100.0%	48,475	100.0%	47,543	100.0%
固定金利定期預金	48,699	99.9%	48,429	99.9%	47,497	99.9%
変動金利定期預金	29	0.1%	28	0.1%	28	0.1%
その他	17	0.0%	17	0.0%	18	0.0%

### ●職員一人当たり及び一店舗当たり預金残高

(単位：百万円)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
職員一人当たり預金残高	885	973	928
一店舗当たり預金残高	5,449	5,465	5,957

### ●預金者別預金残高

(単位：百万円)

区分	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
個人	58,506	58,333	57,630
法人	10,563	11,289	12,560
金融機関	531	479	409
公金	1,246	950	885
合計	70,846	71,051	71,484

# 営業の状況

## 貸出金等に関する指標

### ●貸出金科目別の平均残高

(単位：百万円)

	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	平均残高	構成比
割引手形	658	1.6%	621	1.6%	484	1.2%
手形貸付	2,244	5.6%	2,178	5.4%	1,948	4.8%
証書貸付	33,998	85.2%	34,292	85.5%	34,271	85.6%
当座貸越	3,014	7.6%	3,012	7.5%	3,299	8.2%
合 計	39,916	100.0%	40,104	100.0%	40,003	100.0%

### ●固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高

(単位：百万円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
貸出金	40,265	40,405	40,479
うち変動金利	25,342	25,102	25,188
うち固定金利	14,923	15,303	15,291

### ●担保の種類別の貸出金残高

(単位：百万円)

	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比	残 高	構成比
当金庫預金積金	1,294	3.2%	1,214	3.0%	1,206	2.9%
有価証券	12	0.0%	12	0.0%	3	0.0%
動産	-	-	-	-	14	0.0%
不動産	12,606	31.3%	12,303	30.4%	11,497	28.4%
その他	2	0.0%	-	-	12	0.0%
計	13,915	34.6%	13,530	33.5%	12,734	31.4%
信用保証協会・信用保険	9,658	24.0%	9,239	22.9%	9,642	23.8%
保証	5,732	14.2%	5,893	14.6%	5,835	14.4%
信用	10,959	27.2%	11,741	29.0%	12,267	30.3%
合 計	40,265	100.0%	40,405	100.0%	40,479	100.0%

### ●担保の種類別の債務保証見返額

(単位：百万円)

	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
	残 高	構成比	残 高	構成比	残 高	構成比
当金庫預金積金	1	0.1%	4	1.0%	0	0.0%
有価証券	-	-	-	0.0%	-	-
動産	-	-	-	-	-	-
不動産	674	77.9%	449	68.8%	567	72.0%
その他	-	-	-	0.0%	-	-
計	675	78.0%	454	69.8%	568	72.0%
信用保証協会・信用保険	16	1.8%	20	3.1%	17	2.2%
保証	-	-	-	0.0%	0	0.0%
信用	172	19.9%	177	27.1%	201	25.5%
合 計	865	100.0%	653	100.0%	788	100.0%

### ●用途別の貸出金残高

(単位：百万円)

	平成 22 年度		平成 23 年度		平成 24 年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
設備資金	14,541	36.1%	14,529	36.0%	13,995	34.5%
運転資金	25,724	63.9%	25,875	64.0%	26,484	65.4%
合 計	40,265	100.0%	40,405	100.0%	40,479	100.0%

# 営業の状況

## ●個人貸出金残高の内訳

(単位：百万円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
住宅ローン	7,681	7,636	7,231
消費者ローン	1,476	1,692	1,762

## ●業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合

(単位：百万円)

業種区分	平成 23 年度			平成 24 年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	101	2,632	6.5%	106	2,518	6.2%
農業・林業	145	327	0.8%	241	445	1.0%
漁業	2	1	0.0%	2	0	0.0%
鉱業・採石業・砂利採取業	3	90	0.2%	3	107	0.2%
建設業	208	4,038	10.0%	212	4,193	10.3%
電気・ガス・熱供給・水道業	1	1	0.0%	1	2	0.0%
情報通信業	1	1	0.0%	1	1	0.0%
運輸業・郵便業	24	837	2.1%	25	844	2.0%
卸売業・小売業	190	3,428	8.5%	187	3,411	8.4%
金融業・保険業	9	1,051	2.6%	9	1,015	2.5%
不動産業	51	3,285	8.1%	46	2,660	6.5%
物品賃貸業	5	39	0.1%	5	54	0.1%
学術研究・専門・技術サービス業	7	190	0.5%	7	210	0.5%
宿泊業	17	457	1.1%	18	410	1.0%
飲食業	76	642	1.6%	70	635	1.5%
生活関連サービス業・娯楽業	35	643	1.6%	40	695	1.7%
教育・学習支援業	6	314	0.8%	8	286	0.7%
医療・福祉	25	1,703	4.2%	23	1,600	3.9%
その他サービス	112	2,150	5.3%	116	2,260	5.5%
小計	1,018	21,838	54.0%	1,120	21,353	52.7%
地方公共団体	5	5,031	12.5%	6	5,823	14.3%
個人	5,350	13,534	33.5%	5,361	13,301	32.8%
合計	6,373	40,405	100.0%	6,487	40,479	100.0%

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## ●職員一人当たり及び一店舗当たり貸出金残高

(単位：百万円)

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
職員一人当たり貸出金残高	503	553	525
一店舗当たり貸出金残高	3,097	3,108	3,373

## ●預貸率

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	
貸出金(期末残高)(A)	40,265	40,405	40,479	
預金(期末残高)(B)	70,846	71,051	71,484	
預貸率	(A/B)	56.83%	56.86%	56.62%
	期中平均	56.35%	56.66%	56.49%

(注) 預貸率 =  $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

# 営業の状況

## 有価証券に関する指標

### ●商品有価証券の種類別の平均残高

該当ありません。

### ●有価証券の残存期間別残高

(単位：百万円)

	平成 23 年度							
	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定め のないもの	合 計
国債	78	142	37	—	300	—	—	557
地方債	205	10	310	210	815	30	—	1,580
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	357	1,562	479	444	1,197	—	—	4,039
株式	—	—	—	—	—	—	239	239
外国証券	—	—	—	—	—	900	—	900
その他の証券	104	36	—	256	—	—	89	486
	平成 24 年度							
	1 年以下	1 年超 3 年以下	3 年超 5 年以下	5 年超 7 年以下	7 年超 10 年以下	10 年超	期間の定め のないもの	合 計
国債	77	102	900	300	—	—	—	1,379
地方債	5	310	710	610	215	25	—	1,875
短期社債	—	—	—	—	—	—	—	—
社債	1,064	1,186	910	1,409	793	—	—	5,362
株式	—	—	—	—	—	—	234	234
外国証券	—	—	—	—	—	900	—	900
その他の証券	—	—	271	45	—	—	102	419

### ●有価証券の種類別の平均残高

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度
国債	1,391	870
地方債	2,826	1,740
短期社債	—	—
社債	5,235	4,460
株式	258	254
外国証券	899	737
その他の証券	638	537
合計	11,249	8,601

### ●預証率の期末値及び期中平均値

	平成 23 年度	平成 24 年度
期 末 預 証 率	10.92%	14.29%
期 中 平 均 預 証 率	15.89%	12.14%

(注) 預証率 =  $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

# 営業の状況

## ●次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益

### 1. 有価証券

●売買目的有価証券……………該当ありません。

●満期保有目的の債券

(単位：百万円)

	種 類	平成 23 年度			平成 24 年度		
		貸借対照表計上額	時 価	差 額	貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	国債	100	104	4	100	106	6
	地方債	—	—	—	75	77	2
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	854	889	34	535	571	36
	その他	—	—	—	600	618	18
	小 計	955	993	38	1,310	1,374	64
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—	—	—	—
	地方債	80	75	△ 4	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	—	—	—	—	—	—
	その他	600	482	△ 117	—	—	—
	小 計	680	557	△ 122	—	—	—
合 計		1,635	1,551	△ 83	1,310	1,374	64

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 上記の「その他」は、外国証券です。  
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

●子会社・子法人等株式及び関連法人等株式……………該当ありません。

●その他有価証券

(単位：百万円)

	種 類	平成 23 年度			平成 24 年度		
		貸借対照表計上額	取得原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	55	47	8	92	71	20
	債券	4,641	4,519	121	7,358	7,182	175
	国債	473	457	15	1,100	1,079	20
	地方債	1,541	1,499	42	1,866	1,799	66
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	2,626	2,562	64	4,391	4,303	88
	その他	—	—	—	179	137	41
小 計	4,697	4,567	130	7,630	7,392	238	
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	146	170	△ 24	104	125	△ 21
	債券	621	622	△ 1	719	719	△ 0
	国債	—	—	—	199	199	△ 0
	地方債	—	—	—	—	—	—
	短期社債	—	—	—	—	—	—
	社債	621	622	△ 1	519	519	△ 0
	その他	616	728	△ 111	408	433	△ 25
小 計	1,383	1,521	△ 137	1,232	1,279	△ 46	
合 計		6,081	6,089	△ 7	8,862	8,671	191

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。  
2. 上記の「その他」は、投資信託です。  
3. 時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券は本表には含めておりません。

●時価を把握することが極めて困難と認められる有価証券

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	37	37
組合出資金	7	11

# 営業の状況

## 2. 金銭の信託

- 運用目的の金銭の信託……………該当ありません。
- 満期保有目的の金銭の信託……………該当ありません。
- その他の金銭の信託……………該当ありません。

## 3. 信用金庫法施行規則第 102 条第 1 項第 5 号に掲げる取引

### デリバティブ取引

- 金利関連取引……………該当ありません。
- 通貨関連取引……………該当ありません。
- 株式関連取引……………該当ありません。
- 債券関連取引……………該当ありません。
- 商品関連取引……………該当ありません。
- クレジットデリバティブ取引……………該当ありません。





# 営業の状況

## リスク管理債権の状況

### ●貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度		平成 24 年度	前年比
	(平成 23 年 3 月)	(平成 24 年 3 月)	前年比	(平成 25 年 3 月)	
一般貸倒引当金	100	106	5	72	△ 33
個別貸倒引当金	1,170	945	△ 224	956	11
合 計	1,270	1,051	△ 218	1,029	△ 22

### ●貸出金償却額

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度		平成 24 年度	前年比
	(平成 23 年 3 月)	(平成 24 年 3 月)	前年比	(平成 25 年 3 月)	
貸出金償却額	30,940	49,676	18,736	84,761	35,084

※この償却額は直接償却した金額です。

### ●リスク管理債権の状況

(単位：百万円)

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度		平成 24 年度	前年比
	(平成 23 年 3 月)	(平成 24 年 3 月)	前年比	(平成 25 年 3 月)	
破綻先債権 (A)	554	375	△ 178	325	△ 50
延滞債権 (B)	3,072	2,997	△ 74	2,922	△ 75
3 ヶ月以上延滞債権 (H)	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権 (I)	—	241	241	191	△ 49
合 計	3,626	3,615	△ 10	3,439	△ 175

### ●破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証及び引当状況

(単位：百万円)

区 分	平成 22 年度	平成 23 年度		平成 24 年度	前年比
	(平成 23 年 3 月)	(平成 24 年 3 月)	前年比	(平成 25 年 3 月)	
破綻先債権額 (A)	554	375	△ 178	325	△ 50
延滞債権額 (B)	3,072	2,997	△ 74	2,922	△ 75
合計 (A) + (B) (C)	3,626	3,373	△ 252	3,247	△ 125
担保・保証額 (D)	2,379	2,321	△ 57	2,173	△ 148
回収に懸念がある債権額 (C) - (D) (E)	1,246	1,051	△ 194	1,074	23
個別貸倒引当金 (F)	1,165	941	△ 224	950	11
同引当率 (F) / (E) × 100 (G)	93.52%	89.45%	△ 4.07%	88.53%	△ 0.92%

### ●3 ヶ月以上延滞・貸出条件緩和債権に対する担保・保証及び引当金の引当状況

(単位：百万円)

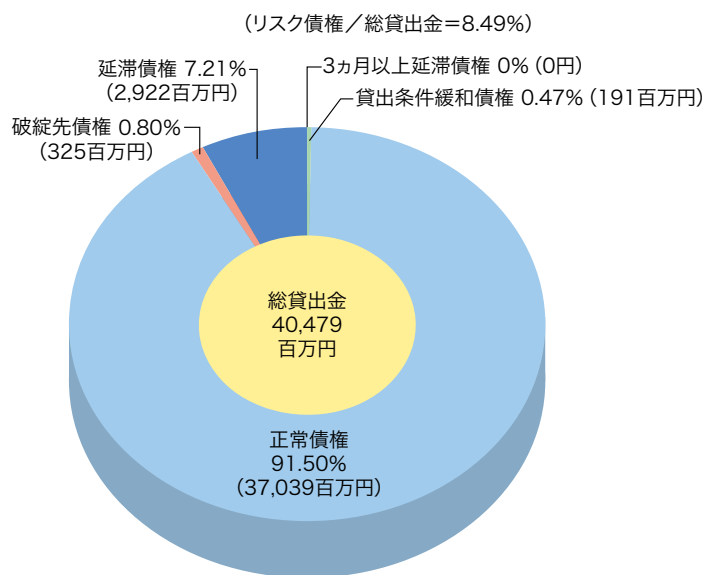
区 分	平成 22 年度	平成 23 年度		平成 24 年度	前年比
	(平成 23 年 3 月)	(平成 24 年 3 月)	前年比	(平成 25 年 3 月)	
3 ヶ月以上延滞債権額 (H)	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権額 (I)	—	241	241	191	△ 49
合計 (H) + (I) (J)	—	241	241	191	△ 49
担保・保証額 (K)	—	118	118	67	△ 51
回収に懸念がある債権額 (J) - (K) (L)	—	122	122	123	1
貸倒引当金 (M)	—	28	28	22	6
同引当率 (M) / (L) × 100 (N)	—	23.18%	23.18%	18.27%	△ 4.91%

# 営業の状況

## ●リスク管理債権について

- (注) 1. 「破綻先債権」(A)とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
- ①会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続開始の申立てがあった債務者
  - ②民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがあった債務者
  - ③破産法の規定による破産手続開始の申立てがあった債務者
  - ④会社法の規定による特別清算開始の申立てがあった債務者
  - ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
2. 「延滞債権」(B)とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
- ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
  - ②債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
3. 「3ヵ月以上延滞債権」(H)とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しない貸出金です。
4. 「貸出条件緩和債権」(I)とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3ヵ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
5. なお、これらの開示額(A、B、H、I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
6. 「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計です。
7. 「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表に記載した金額ではなく、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計です。
8. 「貸倒引当金」(M)には、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3ヵ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引当てた額を記載しております。

■総貸出金に占める割合



# 営業の状況

## 金融再生法開示債権

### ●金融再生法開示債権額

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	前年比
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,774	1,784	10
危険債権	1,602	1,467	△ 134
要管理債権	241	191	△ 49
正常債権	37,521	37,904	383
合 計	41,139	41,348	208

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権です。
3. 「要管理債権」とは、「3ヵ月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

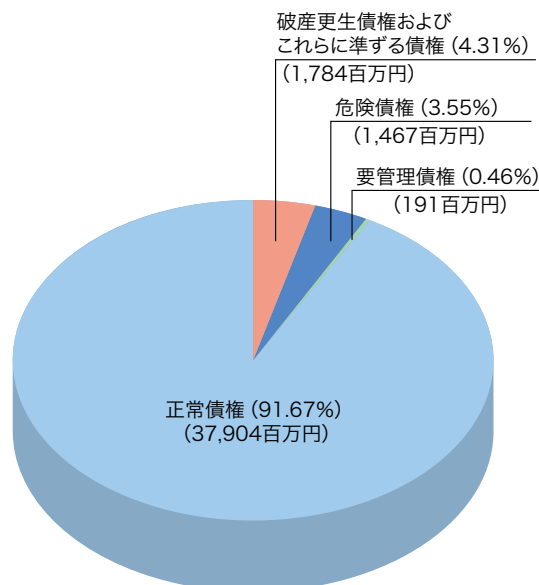
### ●金融再生法開示債権保全状況

(単位：百万円)

	平成 23 年度	平成 24 年度	前年比
金融再生法上の不良債権 (A)	3,618	3,444	△ 174
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,774	1,784	10
危険債権	1,602	1,467	△ 134
要管理債権	241	191	△ 49
保全額 (B)	3,413	3,219	△ 194
担保・保証等 (C)	2,443	2,244	△ 199
貸倒引当金 (D)	969	975	6
保全率 (B) / (A) × 100 (%)	94.32%	93.48%	△ 0.84%
担保・保証等控除後債権に対する引当率 (D) / ((A) - (C)) (%)	82.52%	81.29%	△ 1.23%

(注) 貸倒引当金は個別貸倒引当金及び要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。

■開示債権の構成比



# くらしんのあゆみ

明治	
45年 4月	産業組合法に基づき有限責任倉吉信用購買組合設立 倉吉町新町1丁目10番屋敷 初代組合長 内海 淡就任
大正	
6年 2月	第2代組合長小川貞一就任
7年 2月	有限責任倉吉信用組合と名称変更
9月	事務所を倉吉町明治町1031番地1(共済無尽会社隣)に移転
10年 4月	事務所を倉吉町明治町1032番地1(産業組合連合会内)に移転
昭和	
7年 8月	事務所を倉吉町西町2965番地1に移転
11年 2月	組織変更により保証責任倉吉信用組合と改称
12年 2月	保証責任倉吉信用利用組合と名称変更
19年 1月	第3代組合長 福井 清就任
5月	市街地信用組合法の制定により倉吉信用組合と改称
20年 4月	第4代組合長 大田佳六就任
24年 6月	国民金融公庫の業務の代理取扱開始
25年 4月	中小企業等協同組合法制定に基づく信用組合に改組
26年 12月	営業区域が倉吉町・上井町・小鴨村・社村・西郷村となる 倉吉信用組合を信用金庫に改組し倉吉信用金庫と改称
27年 11月	営業区域を東伯郡一円と旧中山村の一部に拡張
28年 2月	浦安支店開設(東伯郡浦安215番地3)
29年 6月	東支店開設(倉吉市宮川町159番地63)
31年 1月	由良支店開設(由良町由良宿505番地)
32年 6月	内国為替業務認可により取扱開始 住宅金融公庫の業務の代理取扱開始
33年 12月	全国信用金庫連合会の業務の代理取扱開始
34年 12月	松崎支店開設(東郷町旭57番地)
35年 3月	由良支店を大栄町由良宿551番地に新築移転
36年 5月	上井支店開設(倉吉市上井313番地)
39年 11月	浦安支店を東伯郡浦安213番地2に新築移転
41年 2月	上井支店を倉吉市上井2丁目3番地8に新築移転
42年 7月	本店を倉吉市大正町1078番地4に移転
43年 5月	第5代理事長 山下友蔵就任
44年 11月	羽合支店開設(羽合町田後346番地3)
45年 9月	営業地域を鳥取市・気高郡に拡張
46年 4月	日本興業銀行の業務の代理取扱開始
5月	第6代理事長 上井哲夫就任 日本債券信用銀行の業務の代理取扱開始
46年 10月	日本長期信用銀行の業務の代理取扱開始
47 11月	上井支店を倉吉駅前支店に名称変更
49年 4月	年金福祉事業団の業務の代理取扱開始
50年 5月	東支店を倉吉市昭和町499番地に新築移転
11月	鳥取支店開設(鳥取市松並町2丁目364番地) 全国しんきん保証基金の業務の代理取扱開始

昭和	
52年 2月	商工組合中央金庫の業務の代理取扱開始
5月	環境衛生金融公庫の業務の代理取扱開始
53年 2月	関金支店開設(関金町関金宿235番地10)
9月	営業区域を岡山県真庭郡川上村・中和村・八束村に拡張
55年 4月	西倉吉支店開設(倉吉市西倉吉町20番地15)
56年 1月	本部建物新築し本部を移転(倉吉市昭和町1丁目60番地) 東支店を本店営業部に、旧本店営業部を倉吉支店に名称変更
7月	医療金融公庫の業務の代理取扱開始
57年 6月	西支店開設(倉吉市旭田町11番地)
58年 4月	三朝支店開設(東伯郡三朝町大瀬八幡1036番地4)
6月	西伯郡中山町・気高郡・岩美郡・八頭郡の内河原町・船岡町・郡家町が営業地区拡張となる
10月	国債・地方債・政府保証債の募集、販売取扱開始
59年 2月	日本銀行歳入代理店業務開始
60年 9月	倉吉支店サンピア出張所オープン
10月	真庭支店開設(岡山県真庭郡川上村大字下徳山字清水43番地3)
平成	
元年 2月	現金自動支払機土曜日稼働開始
11月	現金自動支払機日曜日稼働開始
3年 7月	両替業務開始
4年 4月	創立80周年記念式典4月25日開催
5年 10月	浦安支店アプト出張所オープン
12月	倉吉駅前支店パープルタウン出張所オープン
6年 4月	鳥取県庁舎・中部総合事務所・厚生病院・出張所オープン
7年 8月	関金支店移転オープン
10月	第7代理事長 安部和臣就任
8年 9月	倉吉支店めいりん出張所オープン
9年 5月	倉吉支店グンゼ出張所オープン
11月	倉吉支店をうつぶき支店に名称変更 うつぶき支店新築オープン
11年 2月	西日本建設業保証業務委託取扱開始
3月	郵貯とのATM接続サービス開始
11年 11月	鳥取支店移転オープン(鳥取市富安1丁目221番地1)
12年 7月	本店営業部倉吉市役所出張所オープン
10月	くらしんモバイルバンキングサービス取扱開始
13年 2月	松崎支店を東郷支店に名称変更し新築移転オープン(東郷町龍島536番地3)
6月	くらしんホームバンキングサービス取扱開始
14年 3月	90周年記念事業「ちゅうぶ・ナビ」発刊
15年 2月	生保窓口販売の代理取扱開始
4月	「無担保リフォームローン」開始
8月	冷夏対策緊急支援融資「ひまわり」発売開始
9月	カードローン「しんきん きゃっする」発売開始
「くらしんTKCアドバイスローン」発売開始	
16年 1月	変額年金保険「たのしみVA」発売開始

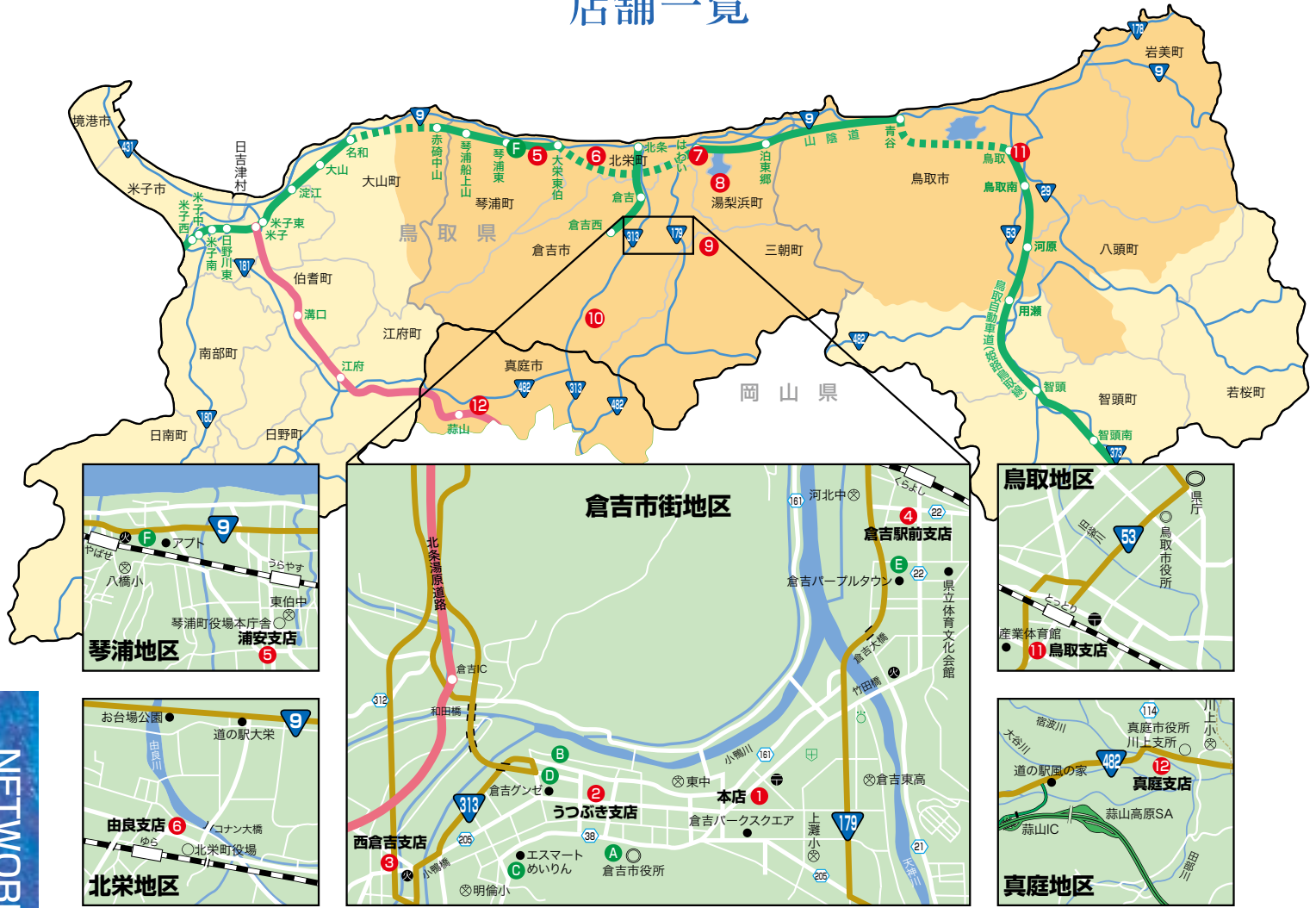
HISTORY

# くらしんのあゆみ

平成		
16年	3月	マイカーローン「マイカーホップ・ステップ」発売開始
	6月	中小企業金融公庫業務連携協力に関する覚書締結
	8月	「鳥取県民債」販売(抽選受付7/12～7/16)
	9月	「台風災害対策資金」取扱開始 「5年周期型変動金利住宅ローン」取扱開始
	10月	「経営まもるくん」発売
	11月	オレオレ詐欺未然防止で八橋警察署から感謝状
17年	1月	決済用預金「預金まもるくん」発売
	5月	「家計まもるくん」発売 「プロテクト・リフォームローン」発売
	9月	高金利定期預金「ビック5」発売
	10月	国民生活金融公庫業務連携協力に関する覚書締結
	11月	営農支援ドラフト「豊作」発売
	12月	鳥取県商工会連合会業務連携協力に関する覚書締結 住宅ローン「10年周期変動型」取扱開始
18年	2月	県中部の囲碁普及貢献として日本棋院倉吉支部より感謝状
	8月	営農支援融資「豊作・2」発売 「営農大雨災害対策資金」発売 くらしん特別金利定期預金発売 「原油高騰対策フリーローン」発売 事業先向け「原油高騰対策資金」発売
	10月	県内3信用金庫共通融資 「ビジネスプライムローン」発売
	11月	第8代理事長 大畑 勇就任
19年	2月	(株)オリコ保証教育ローン「学資応援団」発売
	6月	子育て世帯応援定期預金・定期積金「すこやかきつず」発売
	10月	ATM暗証番号変更機能追加
19年	12月	長期固定金利融資商品「アシスト」発売 全期間固定金利型住宅ローン「あんしん」発売 西倉吉支店の清掃活動に対し鳥取県(中部総合事務所)より感謝状
20年	9月	印鑑照会システム導入
	10月	「家計まもるくんサポートローン」発売
	11月	中小企業者への緊急保証制度拡充の取扱開始
21年	1月	「倉吉市中小企業緊急支援融資」取扱開始
	3月	休日融資特別相談窓口開設
	4月	第9代理事長 谷岡忠範就任
22年	2月	信金ギャランティカードローン 「きゃっする300」発売 高機能ATM導入開始
	3月	第1回山陰しんきんビジネスフェア
	7月	関金支店を西倉吉支店に統合
23年	1月	しんきん共同システム西日本センター利用開始 外貨宅配サービス取扱開始 TKC中国会との経営改善計画策定支援サービス締結 日本政策金融公庫鳥取支店農林水産業との業務協力締結

平成		
23年	4月	羽合支店ATMコーナー休日稼働開始
	5月	東日本大震災の被災信用金庫へ支援見舞金寄贈
	6月	全国信栄懇話会信用金庫PRコンクール・ポスター部門「地賛地商」ポスター最優秀賞受賞
	8月	住宅金融支援機構業務監査
	9月	商工組合中央金庫代理業務監査
	10月	第2回山陰しんきんビジネスフェア
	11月	第6次全銀システム稼働 くらしんヤングコア、鳥取県共同募金会倉吉市支会より表彰授与
24年	2月	がん検診受診率向上プロジェクト調印(中部1市4町)
	4月	くらしん囲碁友好会大会(年4回) 片岡鶴太郎展「艶葉木一つやばきー」特別協賛 倉吉信用金庫創立100周年
	5月	日本銀行考査(～6/13)
	6月	「益特別融資」取扱開始(～8/31)
	7月	鳥取県がん先進医療費利子補給金交付事業調印式 鳥取県がん先進医療ローン取扱開始 ディスクロージャー誌発行
	8月	倉吉打吹まつりみつぼし踊り参加 倉吉信用金庫創立100周年記念事業、倉吉市へ時計塔を寄贈 倉吉信用金庫創立100周年記念祝賀会 商工組合中央金庫代理業務監査
	9月	信用金庫間での自動機による通帳記帳サービス開始 法人インターネットバンキング新システム開始 鳥取市収納代理金融機関検査(鳥取支店)
	10月	日本銀行歳入代理店検査(三朝支店) 真庭市収納代理金融機関検査(真庭支店) 信金中央金庫代理業務監査 「時間旅行展」特別協賛 第15回くらしん健康ウォーク
	11月	ミニディスクロージャー誌発行 倉吉信用金庫創立100周年記念誌発行
	12月	地区総代との懇談会(4地区開催) 社会福祉施設等へ新米寄贈 ヤングコア清掃活動・歳末助け合い募金
		西支店をうつぶき支店へ統合、西出張所店外ATM運用開始
25年	1月	個人インターネットバンキング新システム開始 第32回くらしんロールプレイング大会
	2月	中小企業経営力強化支援法に基づく経営革新等支援機関に認定 でんさいネットサービス開始
	3月	本店営業部・うつぶき支店・西倉吉支店ATMをICキャッシュカード対応 倉吉駅前支店・パープルタウン出張所ATMをICキャッシュカード対応

# 店舗一覧



## 店舗

店舗	住所	電話	休日取扱
① 本店	鳥取県倉吉市昭和町1丁目60	0858(22)6108	可能
② うつぶき支店	鳥取県倉吉市大正町1075-4	0858(22)4154	可能
③ 西倉吉支店	鳥取県倉吉市西倉吉町20-15	0858(28)3111	可能
④ 倉吉駅前支店	鳥取県倉吉市上井町2丁目3-9	0858(26)2951	可能
⑤ 浦安支店	鳥取県東伯郡琴浦町浦安213-2	0858(52)2351	可能
⑥ 由良支店	鳥取県東伯郡北栄町由良宿551-4	0858(37)3711	-
⑦ 羽合支店	鳥取県東伯郡湯梨浜町田後340-3	0858(35)2641	可能
⑧ 東郷支店	鳥取県東伯郡湯梨浜町龍島536-3	0858(32)0631	可能
⑨ 三朝支店	鳥取県東伯郡三朝町大瀬1036-4	0858(43)2111	可能
⑩ 西倉吉支店 関金出張所	鳥取県倉吉市関金町関金宿247-1	0858(45)3121	可能
⑪ 鳥取支店	鳥取県鳥取市富安1丁目221-1	0857(26)3241	-
⑫ 真庭支店	岡山県真庭市蒜山下徳山43-3	0867(66)4368	-

## キャッシュサービス専用出張所(窓口業務は行っておりません)

店舗	住所	休日取扱
A 倉吉市役所出張所	鳥取県倉吉市葵町722	可能
B 西出張所	鳥取県倉吉市旭田町11	可能
C めいりん出張所	鳥取県倉吉市鍛冶町1丁目2971	可能
D グンゼ出張所	鳥取県倉吉市福吉町1168	可能
E パープルトウン出張所	鳥取県倉吉市山根557-1	可能
F アプト出張所	鳥取県東伯郡琴浦町八橋371	可能

平成25年6月末現在

# 開示項目一覧

このディスクロージャー誌は、信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づき作成していますが、その基準における各項目は以下のページに掲載しています。

I 単体(信用金庫法施行規則第132条における規定)	④有価証券に関する指標	52～53
1. 金庫の概況及び組織に関する事項	ア. 商品有価証券の種類別の平均残高	
(1)事業の組織	イ. 有価証券の種類別の残存期間別残高	
(2)理事及び監事の氏名および役職名	ウ. 預証率の期末値及び期中平均値	
(3)事務所の名称・所在地	4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(4)総代会制度	①リスク管理の体制について	6
2. 金庫の主要な事業の内容	②パーゼルIIの柱	7
3. 金庫の主要な事業に関する事項	③統合的リスク管理態勢	7
(1)直近の事業年度における事業の概況	④自己資本の充実に向けた状況	8
(2)直近の5事業年度における主要な事業の概況	⑤信用リスクに関する事項	8
①経常収益、経常利益、当期純利益	⑥オペレーショナル・リスクに関する事項	9
②出資総額及び出資総口数	⑦株式等エクスポージャーに関する事項	9
③純資産額、総資産額	⑧金利リスクに関する事項	9
④預金積金残高、貸出金残高、有価証券残高	⑨リスク管理体系	10
⑤単体自己資本比率	⑩ペイオフについて	10
⑥出資に対する配当金	⑪顧客保護等管理方針	10
⑦職員数	⑫貸出運営についての考え方	11
(3)報酬体系について	⑬法令等遵守体制(コンプライアンス体制)に ついて	11
(4)直近の2事業年度における主要な事業の概況	⑭金融ADR制度への対応	12
①主要な業務の状況を示す指標	⑮反社会的勢力に対する基本方針	12
ア. 業務粗利益及び業務粗利益率	⑯中小企業の経営改善及び 地域の活性化のための取組状況	21
イ. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況	
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高 利息、利回り及び資金利鞘	(1)貸借対照表、損益計算書及び 剰余金処分計算書	40～42
エ. 受取利息及び支払利息の増減	(2)外部監査制度	42
オ. 総資産経常利益率	(3)貸出金のうち次に掲げるものの額及び その合計額	55
カ. 総資産当期純利益率	①破綻先債権に該当する貸出金	
②預金に関する指標	②延滞債権に該当する貸出金	
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の 預金の平均残高	③3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びそ の他の区分ごとの定期預金の残高	④貸出条件緩和債権に該当する貸出金	
③貸出金等に関する指標	(4)次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時 価及び評価損益合計額	
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の 平均残高	①有価証券	53
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の 残高	②金銭の信託	54
ウ. 担保の種類別(当金庫預金積金、有価証券、動 産、不動産、保証及び信用の区分)の貸出金残 高及び債務保証見返額	③信用金庫法施行規則第102条第1項第5号に 掲げる取引	54
エ. 使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出 金残高	(5)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	55
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占め る割合	(6)貸出金償却の額	55
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値	6. 金融再生法開示債権	57
	(1)破産更生債権及びこれらに準ずる債権	
	(2)危険債権	
	(3)要管理債権	
	(4)正常債権	

## 個人情報保護宣言

当金庫は、お客様からの信頼を第一と考え、個人情報の適切な保護と利用を図るために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)および金融分野における個人情報保護に関するガイドライン、その他の関係法令等を遵守するとともに、その継続的な改善に努めます。また、個人情報の機密性・正確性の確保に努めます。

平成22年7月

倉吉信用金庫

### 1. 個人情報とは

本プライバシーポリシーにおける「個人情報」とは、「住所・氏名・電話番号・生年月日」等、特定の個人を識別することができる情報をいいます。

### 2. 個人情報の取得・利用について

#### (1) 個人情報の取得

- ・当金庫は、あらかじめ利用の目的を明確にして個人情報の取得をします。また、金庫業務の適切な業務運営の必要から、お客様の住所・氏名・電話番号、性別、生年月日などの個人情報の取得に加えて、融資のお申込の際には、資産、年収、勤務先、勤続年数、ご家族情報、金融機関でのお借入れ状況など、金融商品をお勧めする際には、投資に関する知識・ご経験、資産状況、年収などを確認させていただくことがあります。

・お客様の個人情報は、

- ①預金口座のご新規申込書等、お客様にご記入・ご提出いただく書類等に記載されている事項
- ②営業店窓口係や得意先係等が口頭でお客様から取得した事項
- ③当金庫ホームページ等の「お問い合わせ」、等の入力事項
- ④各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供される事項
- ⑤その他一般に公開されている情報

等から取得しています。

#### (2) 個人情報の利用目的

- ・当金庫は、次の利用目的のために個人情報を利用し、それ以外の目的には利用しません。また、お客様にとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、取得の場面に応じ、利用目的を限定するように努めます。
- ・お客様本人の同意がある場合、もしくは法令等により開示が求められた場合等を除いて、個人情報を第三者に開示することはありません。

(利用目的)

- ①各種金融商品の口座開設等、金融商品やサービスの申込の受付のため
- ②法令等に基づくご本人さまの確認等や、金融商品やサービスをご利用いただく資格等の確認のため
- ③預金取引や融資取引等にける期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- ④融資のお申込や継続的なご利用等に際しての判断のため
- ⑤適合性の原則等に照らした判断等、金融商品やサービスの提供にかかる妥当性の判断のため
- ⑥与信事業に際して当金庫が加盟する個人信用情報機関に個人情報を提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- ⑦他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- ⑧お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ⑨市場調査、ならびにデータ分析やアンケートの実施等による金融商品やサービスの研究や開発のため
- ⑩ダイレクトメールの発送等、金融商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ⑪提携会社等の商品やサービスの各種ご提案のため
- ⑫各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ⑬その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため

(法令等による利用目的の制限)

- ①信用金庫法施行規則第110条等により、個人信用情報機関から提供を受けた資金需要者の借入金返済能力に関する情報は、資金需要者の返済能力の調査以外の目的に利用・第三者提供いたしません。
- ②信用金庫法施行規則第111条等により、人種、信条、門地、本籍地、保健医療または犯罪経歴についての情報等の特別の非公開情報は、適切な業務運営その他の必要と認められる目的以外



の目的に利用・第三者提供いたしません。

上記の利用目的につきましては、当金庫のホームページの他、店頭掲示のポスター等でもご覧いただけます。

#### (3) ダイレクト・マーケティングの中止

- ・当金庫は、ダイレクトメールの送付や電話等での勧誘等のダイレクト・マーケティングで個人情報を利用することについて、お客様から中止のお申出があった場合は、当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

中止を希望されるお客様は、下記のお問い合わせ先までお申出ください。

### 3. 個人情報の正確性の確保について

当金庫は、お客様の個人情報について、利用目的の達成のために個人データを正確かつ最新の内容に保つように努めます。

### 4. 個人情報の開示・訂正等、利用停止等について

- ・お客様本人から、当金庫が保有している情報について開示等のご請求があった場合には、請求者がご本人であること等を確認させていただいたうえで、遅滞なくお答えします。
- ・お客様本人から、当金庫が保有する個人情報の内容が事実でないという理由によって当該個人情報の訂正、追加、削除または利用停止、消去のご要望があった場合には、遅滞なく必要な調査を行ったうえで個人情報の訂正等または利用停止等を行います。なお、調査の結果、訂正等を行わない場合には、その根拠をご説明させていただきます。
- ・お客様からの個人情報の開示等のご請求については、所定の手数料をお支払いいただきます。
- ・以上のとおり、お客様に関する情報の開示・訂正等、利用停止等が必要な場合は、下記のお問い合わせ先までお申出下さい。必要な手続についてご案内させていただきます。

### 5. 個人情報の安全管理について

- ・当金庫は、お客様の個人情報の漏えい、滅失、または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のため、個人データの安全管理措置を講じます。

### 6. 委託について

- ・当金庫は、例えば、次のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っています。また、委託に際しましては、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう委託先を適切に監督いたします。

- ・キャッシュカード発行・発送に関わる事務
- ・定期預金の期日案内等の作成・発送に関わる事務
- ・ダイレクトメールの発送に関わる事務
- ・情報システムの運用・保守に関わる業務

### 7. 個人情報保護に関する質問・苦情・異議の申し立てについて

当金庫は、個人情報の取扱いに係るお客様からの苦情処理に適切に取組みます。なお、当金庫の個人情報の取扱いに関するご質問・苦情の申し立てにつきましては、下記までご連絡下さい。

#### 【個人情報に関する相談窓口】

本店営業部	倉吉市昭和町1丁目60番地	(0858) 22-6108
うつぶき支店	倉吉市大正町1075-4	(0858) 22-4154
浦安支店	東伯郡琴浦町浦安213-2	(0858) 52-2351
由良支店	東伯郡北栄町由良宿551-4	(0858) 37-3711
東郷支店	東伯郡湯梨浜町龍島536-3	(0858) 32-0631
倉吉駅前支店	倉吉市上井町2丁目3-9	(0858) 26-2951
羽合支店	東伯郡湯梨浜町田後340-3	(0858) 35-2641
鳥取支店	鳥取市富安1丁目221-1	(0857) 26-3241
西倉吉支店	倉吉市西倉吉町20-15	(0858) 28-3111
関金出張所	倉吉市関金町関金宿247-1	(0858) 45-3121
三朝支店	東伯郡三朝町大瀬1036-4	(0858) 43-2111
真庭支店	岡山県真庭市蒜山下徳山43-3	(0867) 66-4368
コンプライアンス 統括室	倉吉市昭和町1丁目60番地	(0858) 22-1111



いつも、ありがとう

お買い物・発注は、地元商店・地元業者で

中部は本気だ  
**地賛地商**

**中部12万人の皆様へ**

お金の話で恐縮ですが、経済、つまりお金は人間の血液と同じです。ところが、今も地域の経済は疲弊したまま。これでは血液の流れが止まり、栄養を運んでくれません。では、どうしたらよいのでしょうか。「政治や行政のやり方が悪いからだ」と、まるで他人事のように考えていませんか。いいえ、そうではありません。その鍵を握るのは、実はここに暮らす私たち自身なのです。

お買い物・発注は、地元商店・地元業者でしましょう！  
 地元にお金が循環し、その流れが強まれば、地域の経済は健康体へと向上します。一人ひとりでは微力でも、私たちがまとまれば、きっと大きな流れになるはず。今こそ中部が一体となって動き出す時です。

これからの未来を担う子供たちは、大きな夢と希望を想い描いています。その夢を叶えさせてあげませんか。誰にも何かできる事があるはず。あなたの一歩が集まれば、中部地区で12万歩。皆が本気になれば、決して夢ではありません。大切な子供たちが希望の持てる未来を創るために、ここで暮らし、ここで働いていけるよう、「いつも、ありがとう」の言葉が飛び交う中部にしたいのです！



---

倉吉信用金庫ディスクロージャー誌

# Report '13

---

**発行**

平成 25 年 7 月

倉吉信用金庫 本部

〒 682 - 0806

鳥取県倉吉市昭和町 1 丁目 60 番地

TEL 0858 - 22 - 1111 (代)

FAX 0858 - 22 - 5607

<http://www.kurashin.co.jp/>

---



**KURASHIN**  
KURAYOSHI SHINKIN BANK